資料３－２

(独)国際協力機構
JICA 情報通信網更改業務
民間競争入札実施要項（案）

令和 5 年（2023 年）
独立行政法人国際協力機構

目次

【別紙資料】
別紙 従来の実施状況に関する情報の開示

【別添資料】
別添 1 JICA 情報通信網更改業務調達仕様書
別添 2 評価基準書

2

１　趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」という。）は「公共サービス改革基本方針」（令和 3 年 7 月 20 日改定（閣議決定））別表において民間競争入札の対象として選定された「JICA 情報通信網更改業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

２　本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の概要

ア　本業務の経緯

現行契約である「JICA情報通信網の更改」の履行期限は2022年3月までであったが、2020年から流行している「コロナウィルス（COVID-19）」対策として国内外拠点を含む機構全体での在宅勤務急増に対応するためにクラウド化を実施する等、現行IT基盤環境が大幅に変わることに加えて、次期情報通信網の調達に要する期間として、昨今の半導体不足による機器調達に係る期間や、世界情勢を踏まえた機器輸送に係る期間等を鑑み、現行契約の履行期限を延長し、2025年3月までとした。

当機構が効率的な業務運営を遂行していく上で必要不可欠な、通信品質とセキュリティを確保したネットワークサービス（情報通信網）は、国内、海外（以下、「在外」という。）拠点に整備されているが、上記契約満了までに調達（更改）する必要があるため、情報通信網の更改を2024年1月から設計・構築に着手し、2025年4月から運用開始とする。

イ　本業務の内容

本業務は、サービス提供までの「全体管理作業」と、「設計・構築・テスト・移行作業」、サービス提供後の「運用保守作業」からなる。その詳細は別添１「JICA 情報通信網更改業務調達仕様書」に記されているとおりである。

(2) 受託業務の引継ぎ

ア　現行受注者又は当機構からの引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行受注者（又は当機構）から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる現行受注者（又は当機構）側の経費は、現行受注者（又は当機構）の負担とする。

イ　受託期間満了の際における次回受注者への引継ぎ

当機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、本業務受注者及び次回受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、本業務受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回受注者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務受注者の負担となる。

(3) 確保されるべき対象業務の質

ア　業務内容

3

別添１「JICA 情報通信網更改業務調達仕様書」に示す業務を適切に実施すること。

イ　サービスレベルアグリーメント（Service Level Agreement）の締結

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、調達仕様書及び要件定義書に示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結し、当機構が期待する付加価値（品質）を提供できているかどうか双方協議のうえ、モニタリング項目に基づく定量・定性評価を月次で実施する。なお、受注者の責によらない事由により基準値を満たさない場合にはこの限りではない。

(4) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から受注者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。なお、提案に当たっては、本業務を当機構と共に実施するパートナーとして、機構からの指摘を待つことなく自律的に取り組むことが求められる。

ア　本業務の実施全般に対する提案

受注者は、当機構との協議により定める形式に従い、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ　事業内容に対する改善提案

受注者は、当機構との協議により定める形式に従い、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む。）がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と機構職員の業務環境が同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(5) 契約の形態及び支払

ア　契約の形態は、請負型の契約とする。

イ　当機構は、契約に基づき、受注者が実施する本業務について、契約の履行に関し、調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、契約金額を支払うものとする。なお、設計・構築フェーズにおいては、納入成果物提出の都度検査をし、検査結果合格通知後に納入成果物の対価を支払う。一方、運用フェーズにおいては、四半期毎の実施報告書提出後検査し、検査結果合格通知後に支払う。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は確保されるべき質が達成できないあるいは達成できない恐れがある場合、当機構は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、受注者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当機構に提出するものとする。業務改善報告の提出から 3 か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当機構は、委託費の支払を行わないことができる。なお、委託費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、受注者が行う準備行為等に対して、受注者に発生した費用は、受注者の負担とする。

ウ　減額措置

確保されるべき対象業務の質に示すサービスレベルの内、定量評価で定めた基準を下回った場合、定性評価で機構により要求未満と評価された場合に四半期毎に受注者に支払う費用から減額して支払うものとする。

ただし、上記減額措置はその発生要因が受注者によるものと、受注者及び当機構間での協議により合意した場合に限る。

なお、サービスレベルの実績値は、仕様書に基づき受注者が作成し、当機構担当部署に提出した報告書の記載内容を踏まえて、双方協議のうえ、当機構が

4

最終判断するものとする。

(6) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当機構が負担し、それ以外の法令変更については受注者が負担する。

ア　本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
イ　消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
ウ　上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

3　実施期間に関する事項

前項で提示した各業務について以下の期間で実施するものとする。また、その他の調達を含む作業スケジュールの概要については別添 1「JICA 情報通信網更改業務調達仕様書」を参照すること。

(1) 設計・構築・移行期間
2024 年 1 月初旬から 2025 年 3 月末まで

(2) 運用・保守期間
2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

4　入札参加資格に関する事項

(1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
(2) 当機構の契約事務取扱細則第 4 条に該当しないこと。
(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(4) 令和4・5・6年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。
(5) 法人として財務状況に特に問題がないと判断させること。
(6) 業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証（親会社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。）されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。
(7) 次の各号に該当する者は本件競争参加を認めない。
ア. 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者、具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指す。
イ. 先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合。
(8) 当機構から「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
(9) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる共同企業体を結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同企業体を結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同企業体の構成員は、上記(1)から(8)までの資格を満たす必要があり、他の共同企業体の構成員となる、又は、単独で参加することはできない。なお、共同企業体の代表者および構成員は、共同企業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。
（注）共同企業体とは
「共同企業体」とは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。
(10) 情報セキュリティマネジメントシステムに係る規格（ISO27001）の認証を保持して

5

いる部署が、本業務の主担当部署と連携する体制が組めること。
(11) 品質マネジメントシステムに係る規格（ISO9001）の認証を、本業務の主担当部署が保持していること。
(12) 個人情報保護に関する認証（プライバシーマーク又は同等の認証）を保持していること。
(13)（業務従事者に関する加点事項）本業務と同程度の規模を持つ、官公庁、独立行政法人、都道府県等地方自治体、民間企業において、グローバルネットワークの設計構築及び運用保守業務を請け負った実績を有すること。

５　入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 想定スケジュール

入札公告(官報公示)　令和 5 年(2023 年)	9 月下旬頃
入札説明会	10 月中旬頃
質問受付期限	10 月下旬頃
資料閲覧期限	11 月中旬頃
技術提案書提出期限	11 月下旬頃
入札参加者によるプレゼンテーション	11 月下旬頃
技術提案書の審査	11 月下旬頃
開札及び落札予定者の決定	12 月中旬頃
契約締結	12 月下旬頃

なお、閲覧資料については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別添「様式集」に記載のホームページよりダウンロードした「機密保持誓約書（雛形）」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。

(2) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場　合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012
東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課
【電話】080-7107-9005
上記電話番号でつながらない場合には 03－5226－6609 へおかけください。
【メールアドレス】e_sanka@jica.go.jp
※　当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン　（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。
メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(3) 書類等の提出方法

１）入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法
予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札システムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。
詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

２）電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。
https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

３）書類等の押印省略
機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、

6

技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。
　ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役 職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内 責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(4) 競争参加資格

１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）第４条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

ア　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

イ　独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２４年規程(総)第２５号）第２条第１項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

ウ　独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成２０年規(調)第４２号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
a ）競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
b ）資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
c ）資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

２）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

ア　全省庁統一資格
令和０４・０５・０６年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。

３）共同企業体、再委託について

ア　共同企業体
共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（１）及び（２）の競争参加資格要件を満たす必要があります。
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印等（法的効力をもつ印）を押印してください。

イ　再委託
a ）再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
b ）再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
c ）当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはあり

7

ません。
ｄ）なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(5) 応札制限（利益相反の排除）
先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(6) 競争参加資格の確認
競争参加資格を確認するため、以下の１）を「（２） 書類等の提出先」まで電子メールで提出してください。 提出方法、締切日時および確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

１）提出書類：
ａ）競争参加資格確認申請書（様式集参照）
ｂ）全省庁統一資格審査結果通知書（写）
ｃ）下見積書（「７．下見積書」参照）
ｄ）財務諸表（決算が確定した過去３会計年度分の財務三表）
ｅ）秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則（本文含む）
ｆ）競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図
競争参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の競争参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者の一覧及び競争参加者との資本又 5 は契約（名称の如何を問わない何らかの合意を言い、間接契約、第三者間契約等を含む。）関係図とします。
ｇ）競争参加者の発行済株式の１％以上を保有する株主名、持株数、持株比率
ｈ）競争参加者の取締役（監査等委員を含む。）の略歴
ｉ）情報セキュリティに関する資格・認証（取得している場合）
ｊ）個人情報保護に関する認証（プライバシーマーク又は同等の認証）
ｋ）法第 15 条において準用する法第 10 条に規定する欠落事由にうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類（書類については、落札予定者となった者のみ提出。）
ｌ）共同企業体を結成するときは、次の 2 点の提出が必要です。
・共同企業体結成届
・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類(上記 c)を除くすべての書類 ）
※留意事項：ｆ）及び g)に関連し、発行済株式の 33.4%（1/3）以上を単独で 保有する法人がいる場合は、当該法人に関する ｄ）～ｉ）を説明すること。なお、当該法人についても発行済株式の 33.4%（1/3）以上を単独で保有する法人がいる場合は、上記基準に従い、同様の報告を行うこと。これは発行済株式の 33.4%（1/3）以上を単独で保有する法人に対して繰り返し適用する。また、当該資本関係にある法人との間の情報共有ルールについても e)を含めて説明すること。
２）追加資料提出の指示
競争参加資格要件、特に、「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を明示して、追加資料の提出を求めることがあります。提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないことがあります。また、「主要な業務従事者が秘密情報を取り扱うにふさわしい者」であるかの判断について、技術提案書が提出された後に、業務従事者にかかる追加資料の提出を求める場合があります。
３）競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

(7) 入札説明書の資料の交付及び閲覧方法
１）入札説明書の一部資料（ 業務仕様書（案)、評価基準書、評価表）に関しては大容量ファイル送受信ソフト（GIGAPOD）もしくはメールを通じて配布しますの で別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。なお、資料交付の際に「機密保持誓

8

約書」（様式集参照）を PDF でメールにて提出していただきます
２）閲覧資料の閲覧方法に関して発注者からの参加資格有の確認通知を受領後、入札説明書の一部資料の閲覧が可能ですので必ず「閲覧資料の取扱い」をご確認頂き、「資料閲覧申込書」に必要事項記載の上、申し込みをしてください。

(8) 業務内容説明会の開催
１）日時：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
２）場所：Microsoft Teams を用いて遠隔で実施します。
３）その他:
a) 参加希望者は（１）の１営業日前の正午までに電子メールにて、社名、参加希望者の氏名、Microsoft Teams 接続用のメールアドレス（２アドレスまで）を連絡願います。
b) 業務内容説明会への出席は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者（社）も競争への参加は可能です。

(9) 下見積書
本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける書類の提出（（４）参照）と共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。
下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。
１）様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
２）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
３）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

(10) 入札説明書に対する質問
１）業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
２）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
３）上記　１）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、原則機密保持誓約書を提出した全ての者に対して、機構よりメールにて送付します。
４）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(11) 辞退届の提出
１）競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会１営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。
宛先：e_sanka@jica.go.jp
件名：【辞退】（調達管理番号）_（法人名）_ 案件名
２）１）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
３）一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

(12) 技術提案書・入札書
１）提出方法
提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。
a) 技術提案書は GIGAPOD（大容量ファイル送受信システム）経由で提出するため、別紙「手続・締切日時一覧」の依頼期限までに提出用フォルダ作成を「（２）書類等の提出先」にメールで依頼ください。そのうえで技術提案書は GIGAPOD の専用フォルダにパスワードを付せずに格納してください。技術提案書 PDF ファイルのアップロード完了後、格納が完了した旨を（２）書類等の提出先までメールでご連絡ください。

9

b) 入札書は、入札書受付締切日時までに電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。なお、総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」（３桁の半角数字）を必ず入力してください。また、入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた税抜き価格としてください。

２）その他

a) 別添 1「JICA 情報通信網更改業務　調達仕様書」及び別添 2「評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案（2（3）に記載の「創意工夫」を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類
b) 一旦提出された技術提案書及び入札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
c) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
d) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
e) 入札保証金は免除します。

３）技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

a) 提出期限後に提出されたとき。
b) 提出された技術提案書に記名・押印がないとき。ただし、押印が困難な場合は、（３）３）を参照の上ご提出ください。
c) 同一提案者から内容が異なる提案が２通以上提出されたとき。
d) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）
e) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

(13) 技術提案書内容に関するプレゼンテーションの実施

技術提案書のご提出後、提出全社に対して、以下のとおり、技術提案内容に関するプレゼンテーション実施を依頼する予定です。プレゼンテーションは Microsoft Teams での実施を予定しています。

１）日時：別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

２）実施方法：

参加者からのプレゼンテーション（説明）時間は２０分を上限とし、質疑応答の時間をあわせて、参加者あたり、４０分程度とします。プレゼンテーションの実施者は、原則、本件業務に総括者としてください。プレゼンテーションは、技術提案書内容の要約版の提示も可としますが、提出済みの技術提案書のみによる説明でも結構です。

(14) 技術提案書の評価結果の通知

技術提案書は当機構において技術評価をします。技術提案書を提出した全者に対し、別紙「手続・締切日時一覧」に則し、評価結果の合否をメールで通知します。通知期限までに結果が通知されない場合は、上記「（２）書類等の提出先」までメールでお問い合わせ下さい。

(15) 入札執行（入札会）日時等

当機構契約事務取扱細則第１４条第２項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」を適用し、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

１）入札開始日時：２０２３年１２月Ｘ日（木）１５時００分

２）再入札の実施

10

再入札の場合は、電子入札システムにより再入札の指示をしますので、「（１７）入札方法等」をご覧ください。

(16) 入札書の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側の PC のトラブルによる場合も含む）。

(17) 入札方法

１）電子入札システムで入札を行います。

２）入札会の手順

a） 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

b） 再入札及び不落随意契約交渉

ァ）開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

ィ）開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに２回目の再入札を行います。

ゥ）２回まで行っても落札者がないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

３）入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

４）予定価格の範囲内で総合点（技術点と価格点の合計）が同点となった者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

５）落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

６　本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添 1「JICA 情報通信網更改業務調達仕様書」と別添 2「評価基準書」を参照すること。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式（加算方式）によるものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（評価基準書に基づく点数）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分　＝　１：２

総合評価点　＝　価格点(100 点満点）＋　技術点(200 点満点）

(2) 総合評価点

１）技術評価

別添 1「JICA 情報通信網更改 調達仕様書」と別添 2「評価基準書」に基づき、以下の基準により評価（小数点以下第三位を四捨五入する）し、合計点を技術評価点とする。

11

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	９０％以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	９０％未満 ８０％以上
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	８０％未満 ７０％以上
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	７０％未満 ５０％以上
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	５０％未満

なお、技術評価点が５０％、つまり２００点満点中１００点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とする。不合格となった場合は、「１０．技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できない。
また、Work Life Balance (WLB)等推進企業（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定企業や、一般事業主行動計画策定企業）への評価については、別添 2「評価基準書」をご参照。

２）価格評価
価格評価点については以下の評価方式により算出する。算出に当たっては、小数点以下第三位を四捨五入する。
価格評価点＝（予定価格－入札価格）／予定価格×（１００点）

３）総合評価
技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とする。

(3) 落札者の決定
機構が設定した予定価格を超えない入札金額を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。なお、落札者となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出すること。

(4) 落札者と宣言された者の失格
入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定する。
１）その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の９．に基づき「無効」と判断された場合
２）その者が提出した入札書に不備が発見され、１３．に基づき「無効」と判断された場合
３）入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合

(5) 落札決定の取消し
次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、当機構が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

１）落札者が、当機構から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

12

２）入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。
３）落札者決定前に、落札者予定者についての暴力団排除条項該当性の有無について警察庁刑事局組織判事対策部暴力団対策課（以下「暴力団対策課」という）に対し意見聴取を行う。このため、落札予定者は暴力団排除条項等の欠格事由審査に必要な書類について別途提出すること。なお、暴力団対策課から「暴力団排除条項に該当する」旨の回答があった場合には、機構は当該落札予定者による入札を無効とする。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置
初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を 2 回まで行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、当該競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更せずに随意契約の交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結する。随意契約交渉が成立しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。
なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

(7) 契約書の作成及び締結
１）落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
２）契約条件、条文については、「 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「８． 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
３）契約保証金は免除します。
４）契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

７ 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
(1) 開示情報
対象業務に関して、以下の情報は、別紙「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費
イ 従来の実施に要した人員
ウ 従来の実施に要した施設及び設備
エ 従来の実施における目標の達成の程度
オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧
前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

８ 受託事業者に使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項
(1) 財産の使用
受注者は、本業務の遂行に必要な施設・設備等として、次に掲げる施設・設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

13

ア　常駐施設内において業務に必要な電気、ネットワーク設備
イ　その他、当機構と協議し承認された業務に必要な施設・設備等

(2) 使用制限
ア　受注者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
イ　受注者は、あらかじめ当機構と協議した上で、当機構の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
ウ　受注者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
エ　受注者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9　受注者事業者が、当機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講じるべき措置に関する事項

(1) 本業務受注者が当機構に報告すべき事項、当機構の指示により講じるべき措置
ア　報告等
(ア) 受注者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当機構に提出しなければならない。
(イ) 受注者は、受託業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当機構に報告するものとし、当機構と受注者が協議するものとする。
(ウ) 受注者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ　調査
(ア) 当機構は、受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第１項に基づき、受注者に対し必要な報告を求め、又は当機構の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
(イ) 立入検査をする当機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第１項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ　指示
(ア) 当機構は、受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。
(イ) 当機構は、利用者満足度調査（アンケート等を通じた各種クレームやトラブルの対応報告等により、関連の業務が適切なものであるかの確認を行い、不適切と判断する場合には、実施方法の変更を求める。

(2) 秘密を適切に取り扱うために必要な措置
ア　受注者は、本業務の実施に際して知り得た当機構の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は受託業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
イ　受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を当機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
ウ　受注者は、当機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報につい

14

て、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ　受注者は、当機構の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③受託業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受注者の事業責任者及び受託業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、当機構の規定する誓約書への署名を遵守しなければならない。

オ　アからエまでのほか、当機構は、受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置

ア　受託業務開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ　権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当機構の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ　権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 受注者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当機構の承認を受けなければならない。

エ　契約不適合責任

(ア) 当機構は、受注者に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合（その不適合が当機構の指示によって生じた場合を除き、受注者が当該指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかった場合を含む。）において、その不適合を当機構が知った時から起算して１年以内にその旨の通知を行ったときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、当機構に不相当な負担を課するものでないときは、当機構が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(イ) (ア)の場合において、当機構が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、当機構は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(ウ) (ア)又は(イ)の場合において、当機構は、損害賠償を請求することができる。

オ　再委託

(ア) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ書面において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 受注者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当機構の承認を受けなければならない。

(エ) 受注者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、受注者が当機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき受注

15

者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
(オ)(イ)から(エ)までに基づき、受注者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

カ　契約内容の変更

当機構及び受注者は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

キ　機器更新等の際における受注者への措置

当機構は、次のいずれかに該当するときには、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。
(ア)当機構の IT 環境に大幅な変更が生じた場合
(イ)既存の IT 基盤のデータ移行に付随する事前事後作業を本業務に含めて実施することが合理的と判断される場合。
(ウ)当機構の組織、制度、及び IT 環境等設備の変更、情報セキュリティ対策の強化等の事由により、本業務の実施内容に変更の必要性が生じた場合。

ク　契約の解除

当機構は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し受託費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、当機構に損害が生じたときは、受注者は当機構に生じた損害を賠償する責任を負う。また、以下(ア)～(ス)の規定により、受注者は当機構に対して、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当機構の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。また、受注者は、当機構との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。
(ア)偽りその他不正の行為により落札者となったとき。(下記ケ.談合等不正行為の場合を除く。)
(イ)法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
(ウ)契約に沿った委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
(エ)（ウ）に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
(オ)法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(カ)法令又は契約に基づく指示（本実施要領に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。
(キ)受注者又はその役職員その他委託業務に従事する者が、法令又は契約に違反して、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。
(ク)暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
(ケ)暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
(コ)他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再

16

生手続開始の申立てをしたとき。
(サ)受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
(シ)資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
(ス)受注者が談合等不正行為に規定したいずれかの事項に該当するものとして機構から不正行為に係る違約金の請求をうけたとき。

ケ　談合等不正行為

受注者は、次のいずれかに該当したときは、機構の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として支払わなければならない。

(ア)本委託業務の契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
(イ)本委託業務の契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

コ　損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により当機構に損害を与えたときは、当機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当機構から受注者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ　不可抗力免責・危険負担

当機構及び受注者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当機構が物件を使用することができなくなったときは、受注者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ　金品等の授受の禁止

受注者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス　宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ　法令の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ　安全衛生

受注者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ　記録及び帳簿類の保管

受注者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、保管しなければなら

17

ない。

チ　契約の解釈
　契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当機構と受注者との間で協議して解決する。

１０本業務受注者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項
　本業務を実施するにあたり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) 当機構が国家賠償法第１条第１項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当機構は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、当機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
(2) 受注者が民法第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当機構の責めに帰すべき理由が存するときは、受注者は当機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

１１業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期
　当機構は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和 10 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年 3 月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法
ア　SLA 標準値達成状況
　月次報告書により調査する。
イ　セキュリティ上の重大障害の件数
　報告書により調査する。

(3) 意見聴取等
　当機構は、必要に応じ、本業務受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期
　当機構は、令和 10 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。

１２その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の監理委員会への報告
　当機構は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 当機構の監督体制
ア　本契約に係る監督は、主管係が自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
　本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。
　監督職員：情報システム部システム第一課長
　検査職員：情報システム部長
イ　実施要項に基づく民間競争入札手続きに係る監督は、調達・派遣業務部が行い、

18

調達・派遣業務部契約担当次長を責任者とする。

(3) 本業務受注者の責務

ア　受注者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

イ　受注者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ　受注者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当機構に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

ア　受注者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当機構に無償で譲渡するものとする。

イ　受注者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当機構が承認した場合は、この限りではない。

ウ　ア及びイに関わらず、成果物に受注者が既に著作権を保有しているもの（以下「受注者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該受注者著作物の著作権についてのみ、受注者に帰属する。

エ　提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1「JICA 情報通信網更改業務調達仕様書」に示すとおりである。

以　上

19

この表は、民間競争入札に使用

別紙1

従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
請負費等	運用費用	947,347	1,226,678	1,218,442	1,271,890	1,308,738	1,538,060	2,323,692
請負費等								
請負費等								
計(a)		947,347	1,226,678	1,218,442	1,271,890	1,308,738	1,538,060	2,323,692

※必要に応じて項目を追加

・平成27年度（2015年度）に一般競争入札（総合評価落札方式）により契約締結。
・民間競争入札の対象である「情報通信網」の全部を請負契約により実施。
・上記記載金額は「情報通信網」の契約書に記載の年度別支払計画額（税抜、千円未満切捨）より算出。
・令和2年度～3年度の「運用費用」の主な増額理由は、コロナ禍の対応として取り入れたシステムにより通信量が増えたため、それに対応するため回線の増速を行ったためである。

2　従来の実施に要した人員

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
（受託者における*業務*従事者）							
責任者（全体・設計・運用）	3	3	3	3	3	3	3
リーダー（受付・監視・技術）	3	3	3	3	3	3	3
運用員（人）※	5	5	5	5	5	5	5

（業務従事者に求められる知識・経験等）
【全体責任者（プロジェクトマネージャ）】
ア: 本調達と同規模の案件や類似案件のプロジェクト管理経験を有していること。
イ: プロジェクトマネジメントに係る資格、もしくはこれに準ずる資格を保有していることが望ましい。
ウ:本調達規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点とのWAN接続）の設計・構築経験を有していることが望ましい。
エ:ネットワークの上流知識を保有していることを示すネットワークメーカーの認定資格、もしくはこの資格に準ずる実績を有していることが望ましい。
【設計・構築責任者】
ア：本調達規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点とのWAN接続）のネットワークやセキュリティシステムについて技術面の責任者の立場で、設計、構築経験を3件以上有していること。
イ：ネットワークの技術知識を保有していることを示すネットワークメーカーの認定資格、もしくはこの資格に準ずる実績を有していることが望ましい。
【運用・保守責任】
ア：本調達・規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点とのWAN接続）の運用管理（マネジメント）実績、もしくはこれに類似する経験を、責任者の立場で3年以上有していること。
イ：グローバルネットワーク（海外拠点とのWAN接続）のネットワークやセキュリティシステムの構築経験を3件以上有していることが望ましい。
ウ：ネットワークの上流知識を保有していることを示すネットワークメーカーの認定資格、もしくはこの資格に準ずる実績を有していることが望ましい。

上記※（運用人員）に関しては、専属配置ではなくネットワーク全体を監視管理している要員の延べ工数となっている。

人事異動月および前月に発生する業務（**注記事項参照**）

（令和1年度）　（件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

（令和2年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

（令和3年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計

（注記事項）
当機構は基本的に毎月人事発令・異動が行われるため、特定の月における人事異動による業務量の大きな変化はない

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】
受託者施設
【設備】
受託者設備

4　従来の実施における目的の達成の程度

	令和1年度		令和2年度		令和3年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
国内拠点稼働率	99.0%	100.00%	99.00%	100.00%	99.0%	100.00%
在外事務所稼働率	99.0%	99.54%	99.00%	99.52%	99.0%	99.64%
在外支所稼働率	99.0%	99.29%	99.00%	99.55%	99.0%	99.04%

（注記事項）
・「稼働率」は受託者年間報告書の結果に基づく。

5　従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

別紙1　情報通信網運用等業務のフローのとおり
別紙2　機構組織図のとおり。

（注記事項）

<計画停止・緊急停止フロー>

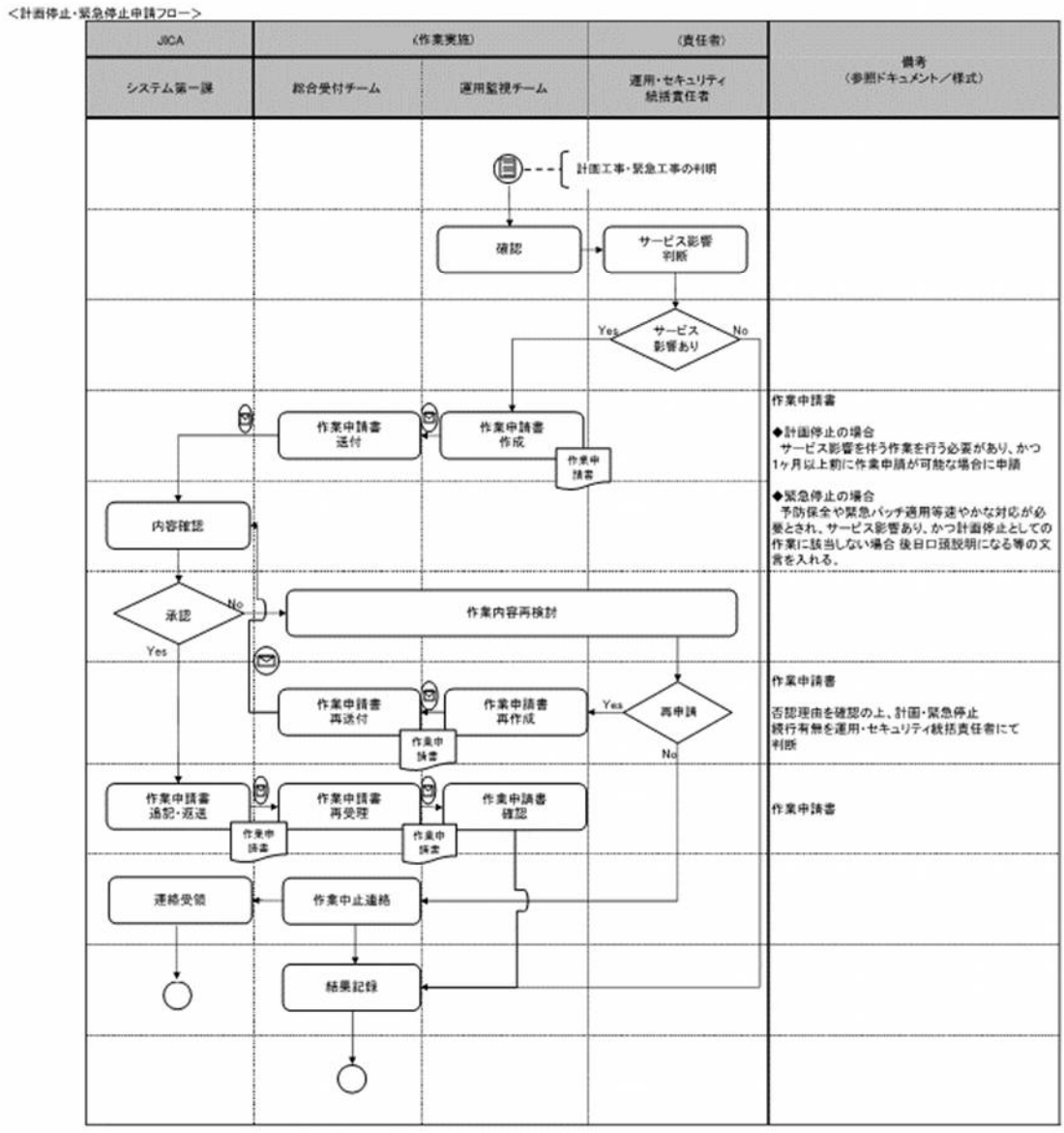

<故障認定フロー>

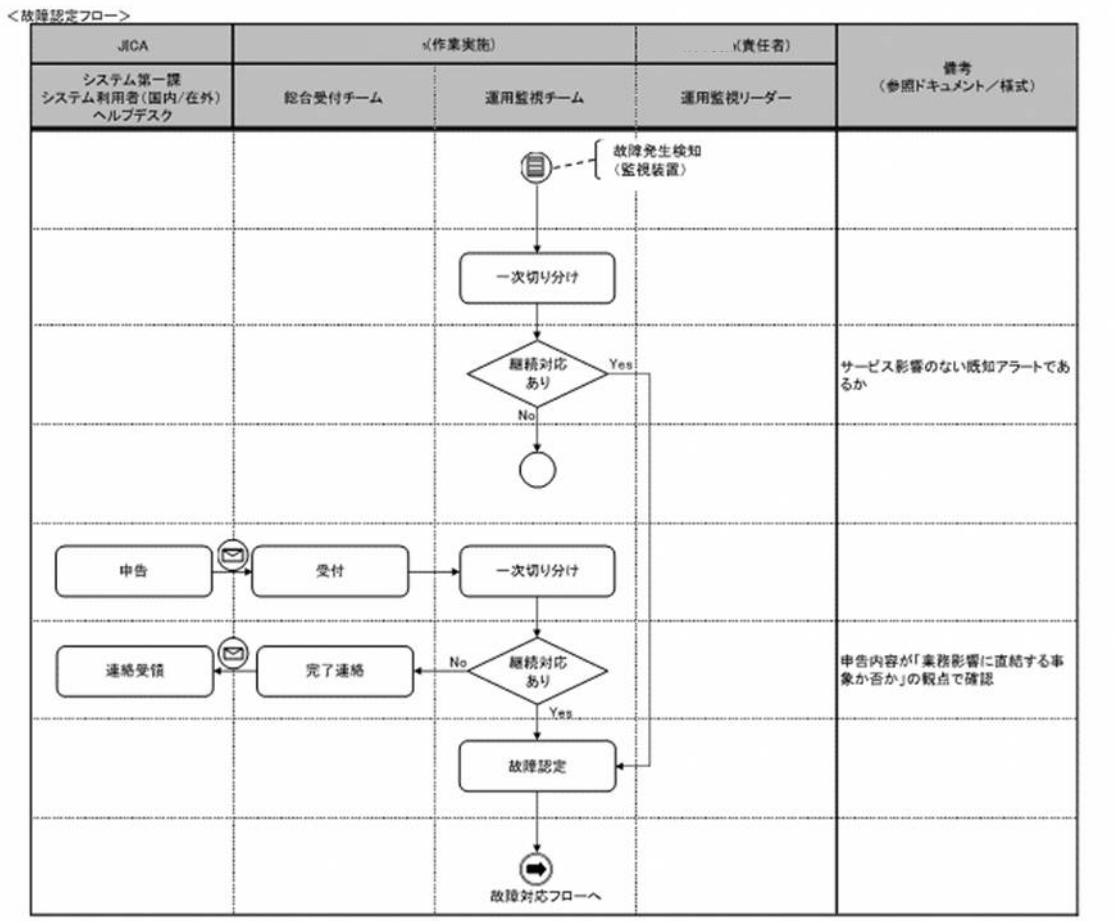
JICA
システム第一課
システム利用者（国内/在外）
ヘルプデスク
（作業実施）
総合受付チーム
運用監視チーム
（責任者）
運用監視リーダー
備考
（参照ドキュメント／様式）
故障発生検知
（監視装置）
一次切り分け
継続対応
あり
Yes
No
サービス影響のない既知アラートであるか
申告
受付
一次切り分け
連絡受領
完了連絡
No
継続対応
あり
Yes
申告内容が「業務影響に直結する事象か否か」の観点で確認
故障認定
故障対応フローへ

＜故障対応フロー＞

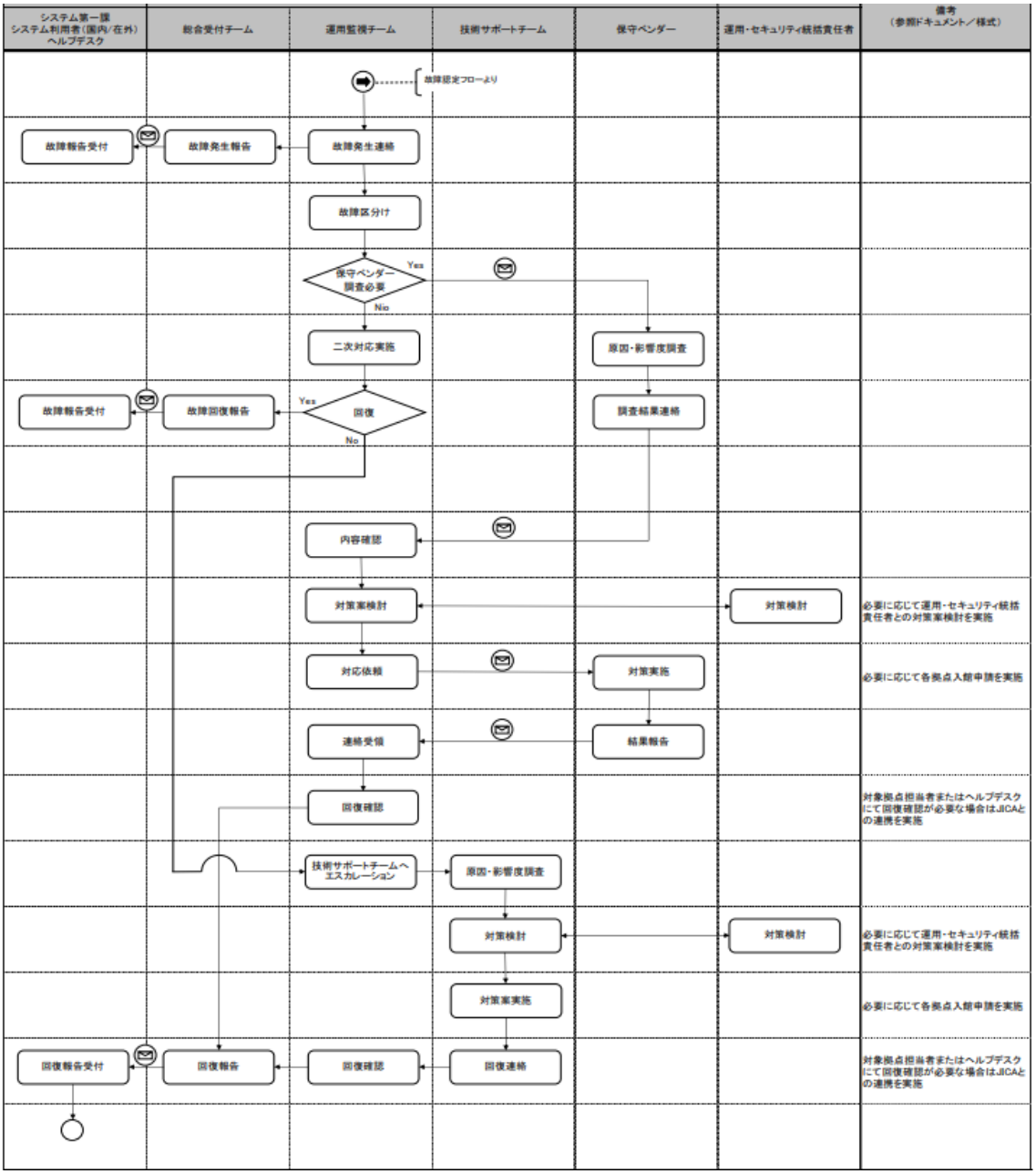
システム第一課
システム利用者（国内/在外）
ヘルプデスク
総合受付チーム
運用監視チーム
技術サポートチーム
保守ベンダー
運用・セキュリティ統括責任者
備考
（参照ドキュメント／様式）
故障認定フローより
故障報告受付
故障発生報告
故障発生連絡
故障区分け
保守ベンダー
調査必要
Yes
No
二次対応実施
原因・影響度調査
故障報告受付
故障回復報告
回復
Yes
No
調査結果連絡
内容確認
対策案検討
対策検討
必要に応じて運用・セキュリティ統括責任者との対策案検討を実施
対応依頼
対策実施
必要に応じて各拠点入館申請を実施
連絡受領
結果報告
回復確認
対象拠点担当者またはヘルプデスクにて回復確認が必要な場合はJICAとの連携を実施
技術サポートチームへエスカレーション
原因・影響度調査
対策検討
対策検討
必要に応じて運用・セキュリティ統括責任者との対策案検討を実施
対策案実施
必要に応じて各拠点入館申請を実施
回復報告受付
回復報告
回復確認
回復連絡
対象拠点担当者またはヘルプデスクにて回復確認が必要な場合はJICAとの連携を実施

<技術問合せフロー>

<技術問合せ対応フロー>

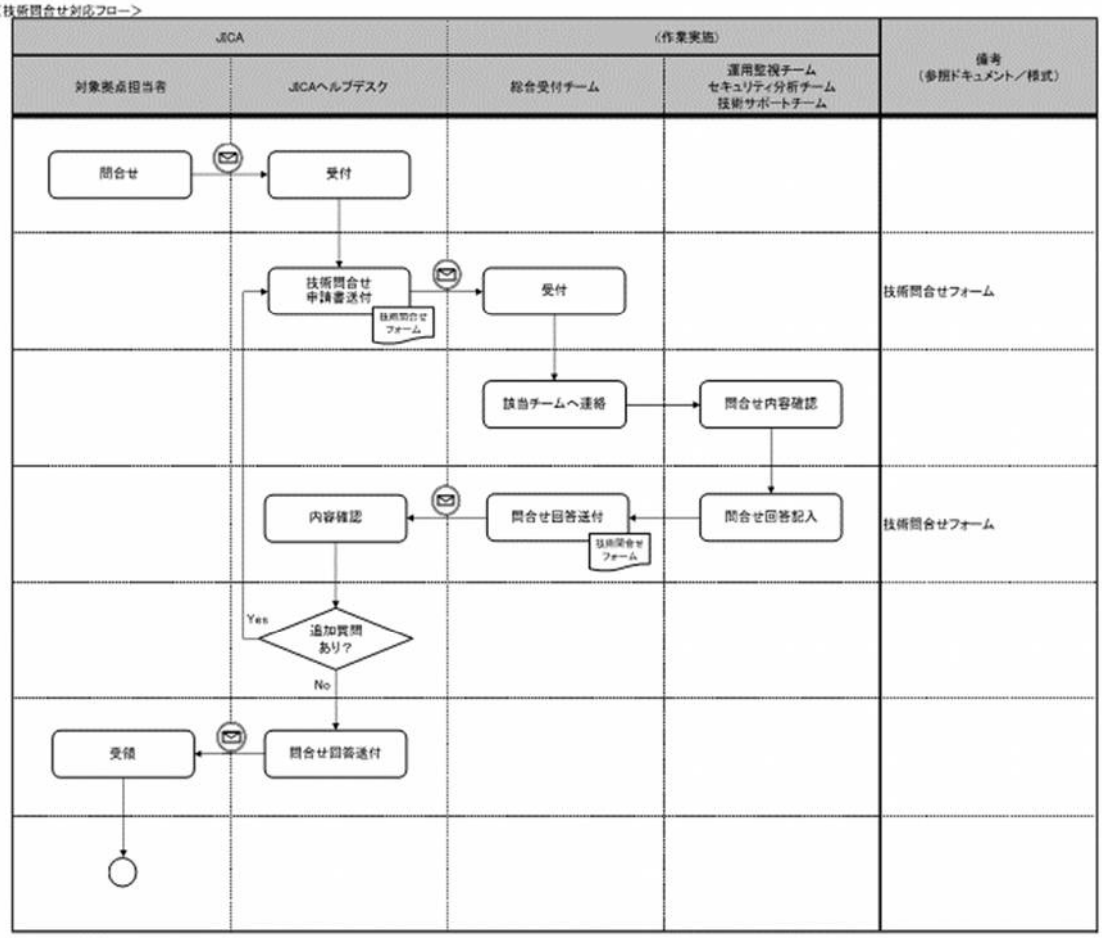

<サービスオーダー業務フロー>

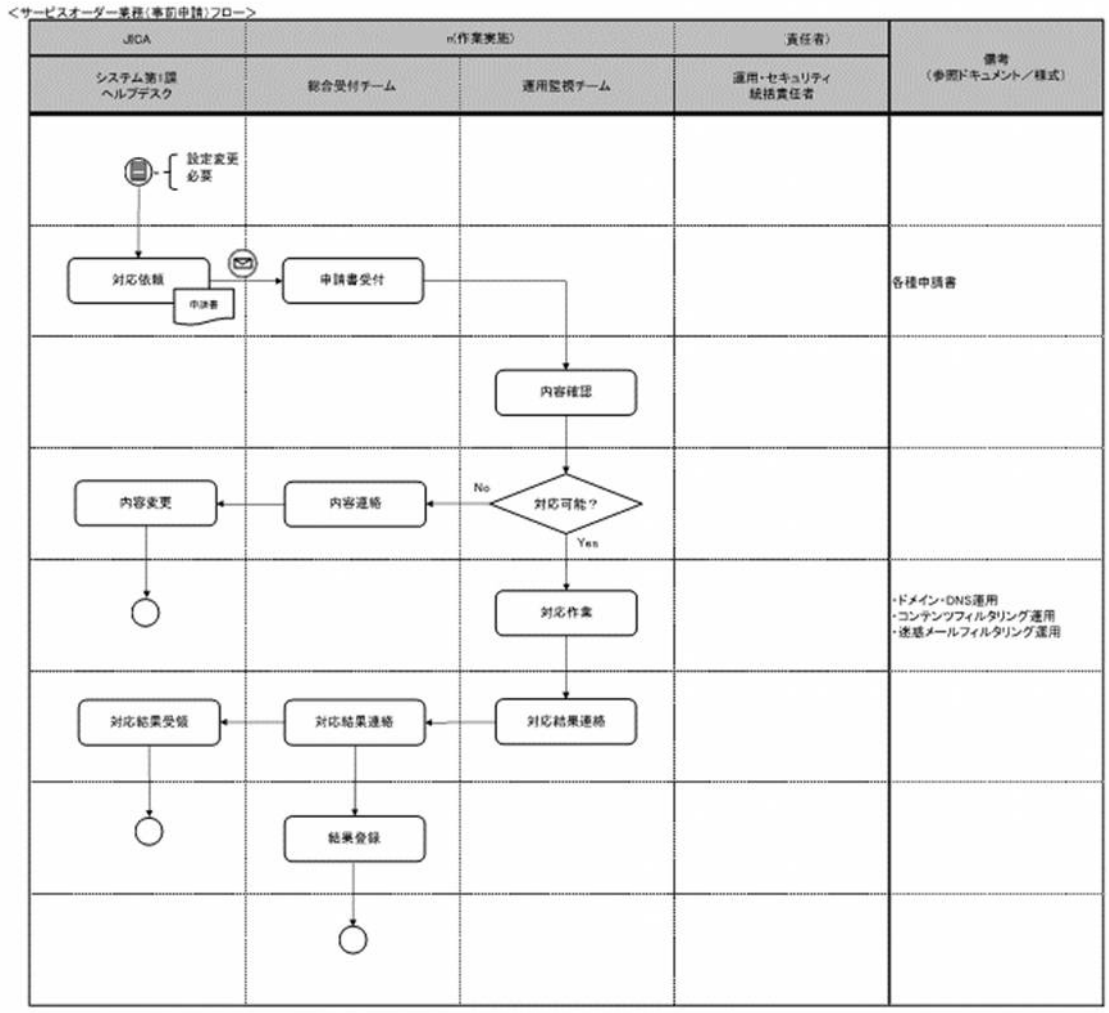

<災害対応フロー>

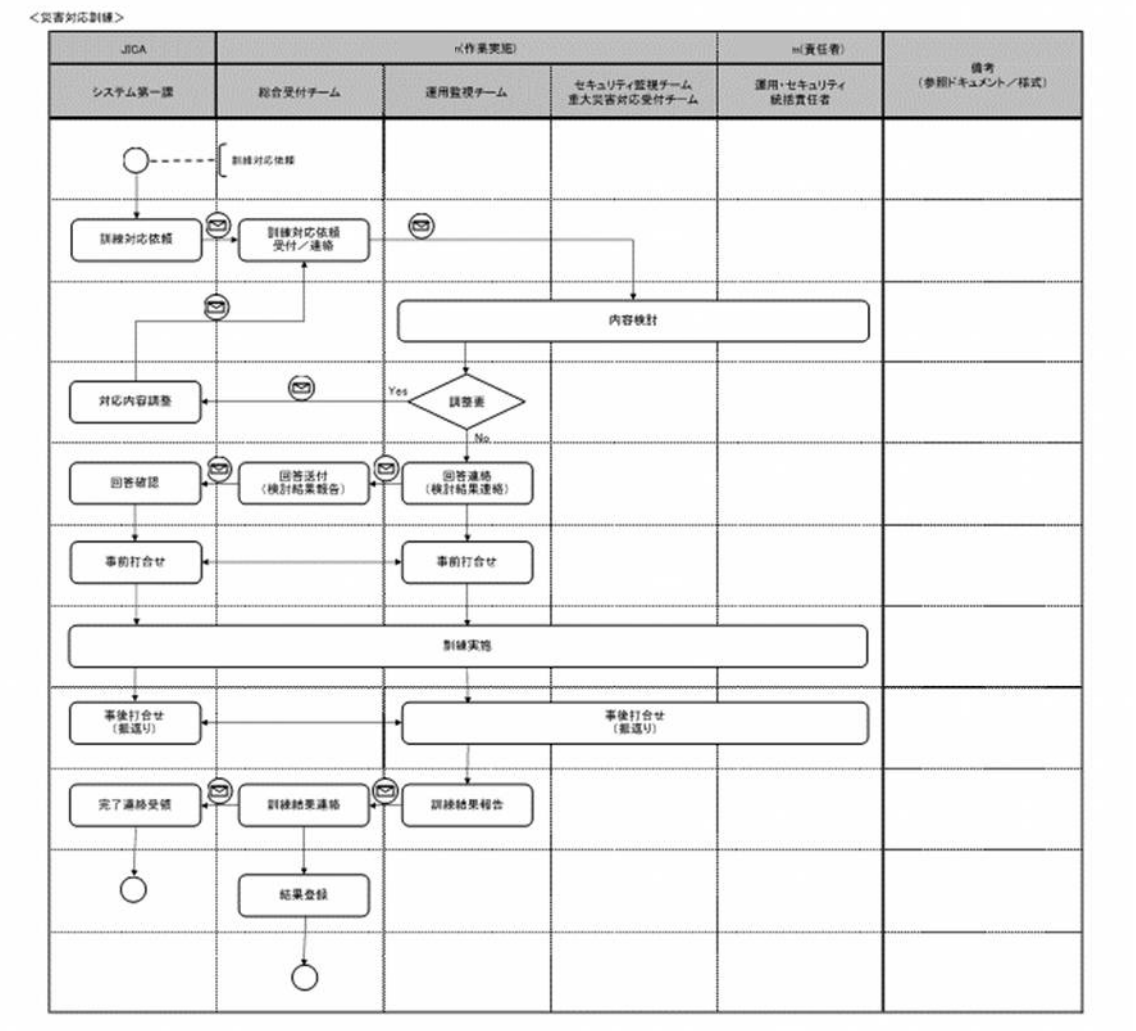
＜災害対応訓練＞
JICA
n(作業実施)
m(責任者)
備考
（参照ドキュメント／様式）
システム第一課
総合受付チーム
運用監視チーム
セキュリティ監視チーム
重大災害対応受付チーム
運用・セキュリティ
統括責任者
訓練対応依頼
訓練対応依頼
訓練対応依頼
受付／連絡
内容検討
対応内容調整
Yes
調整要
No
回答確認
回答送付
（検討結果報告）
回答連絡
（検討結果連絡）
事前打合せ
事前打合せ
訓練実施
事後打合せ
（振返り）
事後打合せ
（振返り）
完了連絡受領
訓練結果連絡
訓練結果報告
結果登録

<指摘事項改善フロー>

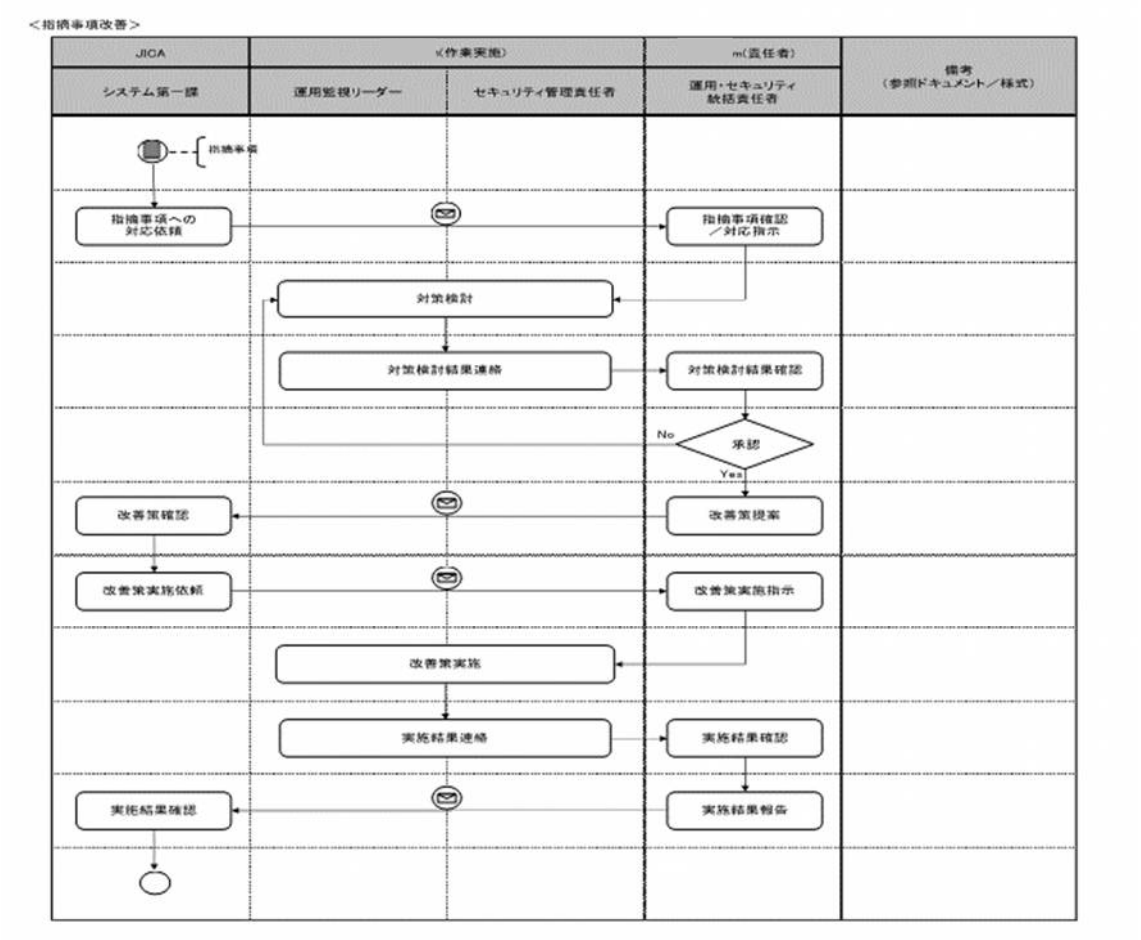
＜指摘事項改善＞
JICA
システム第一課
＜作業実施＞
運用監視リーダー
セキュリティ管理責任者
m(責任者)
運用・セキュリティ統括責任者
備考
（参照ドキュメント／様式）
指摘事項
指摘事項への対応依頼
指摘事項確認／対応指示
対策検討
対策検討結果連絡
対策検討結果確認
No
承認
Yes
改善策確認
改善策提案
改善策実施依頼
改善策実施指示
改善策実施
実施結果連絡
実施結果確認
実施結果確認
実施結果報告

別紙 2

機構組織図　（2021 年 4 月 1 日現在）

詳細は以下当機構公式ホームページ（HP）参照
https://www.jica.go.jp/about/jica/index.html

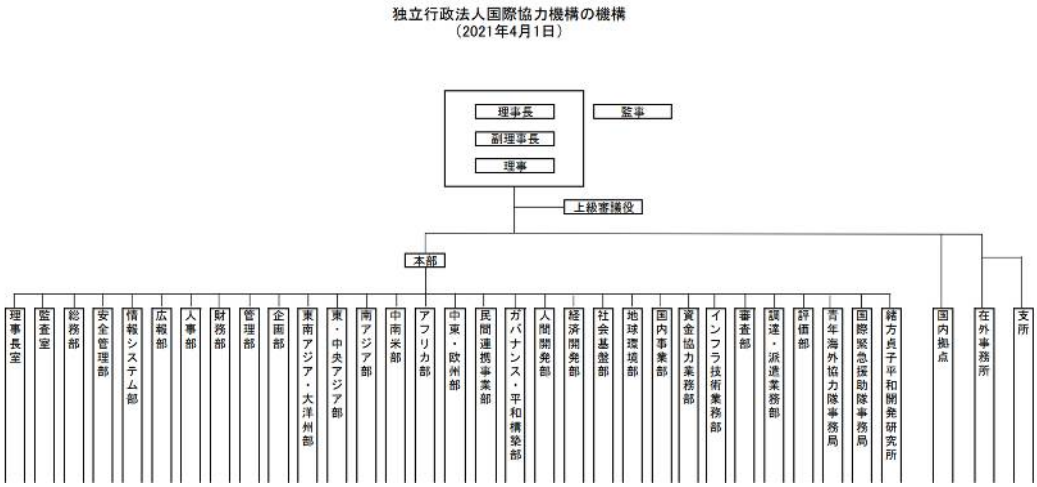

１．本部（詳細は以下当機構公式 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/hq.html

	本部ビル名
麹町本部	二番町センタービル
竹橋本部	竹橋合同ビル
市ヶ谷本部	JICA 市ヶ谷ビル

２．国内拠点（詳細は以下当機構 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html

３．海外拠点

① アジア（詳細は以下当機構公式ホームページ参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/asia.html

② 大洋州（詳細は以下当機構 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/oceania.html

③　北米・中南米（詳細は以下当機構 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/america.html

④　アフリカ（詳細は以下当機構 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/africa.html

⑤　中東（詳細は以下当機構 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/mideast.html

⑥　欧州（詳細は以下当機構 HP 参照）

https://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/europe.html

JICA情報通信網更改

業務仕様書（案）

独立行政法人国際協力機構

目次

１　調達案件の概要

（１）調達件名

JICA 情報通信網更改

（２）独立行政法人国際協力機構について

独立行政法人国際協力機構（以下、「当機構」という。）は、開発途上にある海外の国・地域に対する技術協力、有償及び無償の資金供与による協力、開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務等、総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関である。

本部（麹町、竹橋及び市ヶ谷）を含めた 18 の日本国内拠点、約 98 の海外（以下、「在外」という。）事務所、在外支所等が存在する。詳細は当機構公式サイト（http://www.jica.go.jp）を参照すること。

（３）調達の背景

現行契約である「JICA 情報通信網の更改」の履行期限は 2022 年 3 月までであったが、2020 年から流行している「コロナウィルス（COVID-19）」対策として国内外拠点を含む当機構全体での在宅勤務急増に対応するためにクラウド化を実施する等、現行 IT 基盤環境が大幅に変わることとに加えて、次期情報通信網の調達に要する期間として、昨今の半導体不足による機器調達に係る期間や、世界情勢を踏まえた機器輸送に係る期間等を鑑み、現行契約の履行期限を延長し、2025 年 3 月までとした。

当機構が効率的な業務運営を遂行していく上で必要不可欠な、通信品質とセキュリティを確保したネットワークサービス（情報通信網）は、国内、在外拠点に整備されているが、契約満了に伴い、JICA 次期情報通信網の更改（調達）を予定している。

（４）調達目的及び調達の期待する効果

各拠点における IT インフラの敷設、維持管理負担を軽減すべく、「インターネット回線の活用促進」、「ネットワークの保守、柔軟性の向上」を実現する情報基盤を、本調達関係者の適切な協力関係の上で、遅滞等にて業務に影響を与えることなく運用を開始できるよう整備することを調達の目的とする。また、運用・保守段階においては利用者の要望等の収集やセキュリティ対策の運用状況を踏まえた継続的な改善活動を実施することにより、利用者のニーズや当機構独自の利用環境の変化といった内的要因やクラウド化をはじめとしたテクノロジーの進歩等の外的要因が変化した場合でも、それらに柔軟に対応し、業務継続性とセキュリティを確保したサービスを継続的に提供することを本調達で期待する効果とする。

（５）次期情報通信網の概要

次期情報通信網の概要は次のとおりである。

次期情報通信網では各拠点における閉域回線の主回線としての利用を廃止し、インターネット回線の利用及び各拠点間を物理的なネットワーク機器で構築した WAN 上に仮想的な WAN を構築し、ソフトウェアを用いて管理する技術である Software Defined-Wide Area Network(SD-WAN)等のネットワーク技術により接続する構成とする。ただし、一部在外拠点(危険国[1]等)においてはインターネット回線が遮断されるなどのリスクがあることからライフラインとしての閉域回線又は衛星回線をインターネット回線とは別に用意する。

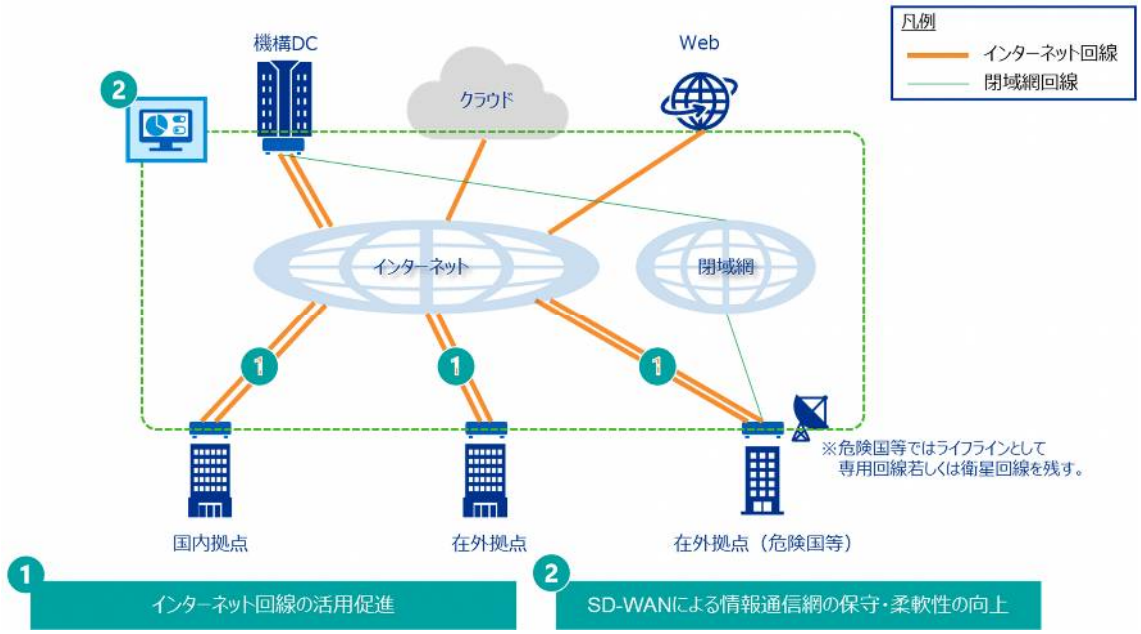

図 1　次期情報通信網の概要

(6)契約期間

契約締結日から 2030 年 3 月 31 日まで

設計・構築・テスト・移行期間　契約締結日(2024 年 1 月下旬想定)～2025 年 3 月末まで

保守・運用期間　2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日まで

(7)作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定している。

[1]情勢により通信手段がなくなる恐れのある国

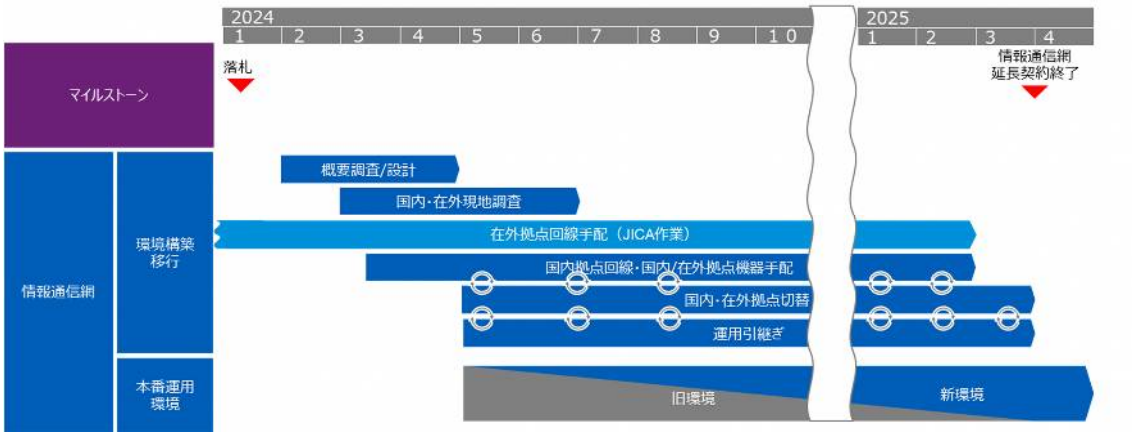

図 2　作業スケジュール

（8）作業スケジュールに関する留意事項

ア　一斉切り替えではなく、移行準備が整った拠点から順次切り替えを実施する。

イ　切り替えを行う在外拠点の順番は応札者が移行設計し当機構と協議の上、決定する。

ウ　世界情勢等の理由により機器輸送に時間を要する等、作業スケジュールに遅れが生じる拠点については別途当機構と協議の上、再スケジュールを行う。

エ　事業者は候補となる機器等（役務含む）については予め発注者に機器等リストを提出し、発注者がサプライチェーンリスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、発注者と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。

2　調達案件及び関連調達案件

（1）調達範囲

本調達では以下「表　1　次期情報通信網の調達対象一覧」に記載した「拠点間通信」、「公開用インターネット」を対象として、全体管理に係る作業、設計・構築・テスト・移行に係る作業、運用・保守に係る作業を求める。

拠点間通信では通信回線及び通信機器の提供を求めるが、在外拠点においては一部拠点を除き、通信回線を現地調達とするため、ネットワーク機器の設置及び拠点間通信の接続確認のみを求める。なお、上記は基本方針であり、責任範囲の調整が必要となった場合には、当機構と協議の上、決定するものとする。

表　1　次期情報通信網の調達対象一覧

No.	対象	説明
1	拠点間通信	当機構の国内拠点、在外拠点及び機構データセンター（以下「機構 DC」という。）、機構クラウドデータセンター（以下「機構クラウド DC」という。）、Software

No.	対象	説明
		as a Service （以下「SaaS」という。）を接続するネットワークサービス
2	公開用インターネット	当機構内の公開用サーバに対し、インターネットへの接続を提供するインターネットサービス

（2）調達範囲外

以下は調達範囲外とする。

ア　在外拠点のインターネット回線

イ　国内、在外拠点の LAN 及び導入するルーター以外の LAN 内設備及びこれらの配線

ウ　ソーシャルエンジニアリング等のネットワークを通らないセキュリティ攻撃、マルウェア等の脅威に対するセキュリティ対策（クライアント側のセキュリティ対策）

（3）調達案件の一覧

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は次の表のとおりである。

表 2　関連する調達案件の一覧

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
1	JICA 情報通信網更改【本調達】	一般競争入札（総合評価落札方式）		2023 年 5 月頃 2023 年 10 月頃 2024 年 1 月頃	2024 年 1 月から 2030 年 3 月まで
2	次期コンピュータシステム運用業務等	一般競争入札（総合評価落札方式）		2023 年 4 月頃 2023 年 8 月頃 2023 年 11 月頃	2023 年 11 月から 2029 年 5 月まで
3	業務用パソコンの賃貸借及び入換業務	契約締結済	2022 年 3 月 10 日		2022 年 3 月 11 日から 2026 年 12 月 28 日まで
4	マネージドプリントサービス（MPS） 提供業務	契約締結済一般競争入札（総合評価落札方式）	2022 年 1 月 26 日		2022 年 1 月 27 日から 2027 年 3 月 31 日まで

No	調達案件名	調達の方式	契約締結日	意見招請 入札公告 落札者決定	契約期間
5	モバイルデバイス及びTeams電話サービス基盤の導入	契約締結済	2022年3月4日		2022年3月7日から 2027年9月30日まで
6	共通DBの保守運用業務※１	契約締結済一般競争入札（総合評価落札方式）	2020年3月31日		2020年4月1日から 2024年3月31日まで
7	次期共通サーバ基盤・共通 DB 要求事項整理	契約締結済			2022年3月14日から 2022年6月13日まで

※1：クラウド化を主とする次期契約の検討も行われている。

３　次期情報通信網に求める要件

（１）求める要件

設計・構築の実施に当たっては、「別紙 1　要件定義書一式」の各要件を満たすこと。

４　作業の実施内容及び役務等の調達要件

（１）作業の内容

調達範囲の作業内容を、「全体管理に係る作業の内容」、「設計・構築・テスト・移行に係る作業の内容」、「運用・保守に係る作業の内容」に分類し、要求仕様等を記述する。

（２）全体管理に係る作業の内容

次期情報通信網の提供に当たっては、全世界に点在する約116拠点を接続し、また拠点等によって異なるサービス要件・移行期間を把握し、それに伴う作業を実施することが必要である。

よって、設計・構築・テスト・移行段階においては、遅延等により業務に影響を与えることなく運用を開始できるようこれらの多岐に渡る作業を実施すること、運用・保守段階においては業務継続性とセキュリティを確保したサービスを継続的に提供することを目的とし、受注者は、効率的な管理プロセス及び役割・責任が明確な体制を導入・維持すること。

(2.1)　作業の基本方針

以下の要件を満たすこと。

ア　受注者は、全体管理業務の遂行にあたり、PMBOK（Project Management Body Of Knowledge）又はこれに類するプロジェクト管理体系に準拠したプロジェクト管理を行うこと。

イ　受注者は全体管理業務の遂行にあたり、当機構との調整を踏まえ、常にプロジェクトの状態が把握できるように管理を行い、プロジェクトの遂行に問題が生じた場合には速やかに当機構に報告し、対策を立てること。

ウ　受注者は、当機構及び本プロジェクト関係事業者、現行運用事業者等から指導・助言等を受けた際には速やかに対応すること。

(ア)受注者は、「4(5)成果物」に示す、成果物の提出にあたっては、受注者内で成果物を確認した上で、担当職員及び次期工程監理支援事業者と必要な調整・協議を行い、その指摘を反映し、担当職員の承認を得ること。

(イ)受注者は、次期情報通信網等の効率的な運用及び適正な管理を図るため、担当職員及び次期工程監理支援事業者が次期情報通信網に係る各種管理規程類を作成する際には、次期情報通信網に関するセキュリティ設計情報の提示等を含め、必要な協力を行うこと。

エ　効率的な運用及び適正な管理を図るために、当機構及び次期コンピュータシステム運用事業者等が各種管理規程類（運用マニュアル等含む。）を作成する場合には作成支援（インプット情報の調査・提示等）を実施すること。

オ　運用･保守業務に入ってから、在外拠点の移転等が発生する場合がある。その際、運用･保守責任者等の当機構情報通信網を熟知する者が本契約の運用の一環としてプロジェクト管理をすること。（移転等に係る作業等は別途契約とする。）

カ　プロジェクトを遂行するための体制とその役割、スケジュール等を定義したプロジェクト計画書を本業務開始前に策定し、当機構の承認を得ること。

（2.2）　作業の範囲

本調達における全体管理業務要件の範囲を以下に示す。

ア　範囲は、「設計・構築・テスト・移行に係る作業の内容」及び「運用・保守業務係る作業の内容」における管理とする。

（2.3）　進捗管理

状況把握及びスケジュール管理を行う。以下に示す業務内容を実施すること。

ア　各業務の進捗が把握できる進捗管理表を作成し、進捗管理すること。

イ　計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を提示し、当機構の承認を得た上で、これを実施するこ

と。

（2.4） リスク管理

業務の遂行にあたり、以下に示すリスク管理に係る対策を実施すること。

ア　技術的観点、財務的観点、進捗的観点、人員的観点等や、本件と類似する案件で発生した問題等を参考に、プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率及び影響度等を整理すること。また、発生確率と影響度に基づき、リスクの優先度を決定し、それに応じた対策を行うこと。
イ　リスクを顕在化させないための対応策（対応手順、体制等）を策定すること。

（2.5） セキュリティ管理

各業務においてセキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぎ、また発生した場合には、被害を最小限で止めるようにする必要がある。以下に示すセキュリティ管理要件を実施すること。

ア　受注者の関連プロジェクト内部の情報セキュリティの管理を行う責任者を設置すること。（プロジェクトマネージャが兼任しても良いこととする。）
イ　プロジェクトの開始にあたり、当機構の「セキュリティ管理規程」の内容を理解し、遵守すること。
ウ　セキュリティ対策状況について内部（外部）監査が実施された場合には迅速に対応すること。
エ　セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに当機構に報告し、対応策について協議すること。

（2.6） 課題管理

プロジェクト遂行上、様々な局面で発生する各種課題について、課題の認識、対応案の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを目的とする。課題管理を行い、各課題のステータスについて定期的に報告すること。

ア　当機構との状況共有のために、起票、検討、対応、承認といった一連のワークフローを意識した課題管理プロセスを確立すること。
イ　積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
ウ　対応状況を定期的に監視・報告し、解決を促す仕組みを確立すること。
エ　JICA 情報通信網の導入・運用に影響を与えるような重大な課題が発生した場合には、速やかに当機構に報告し、対応策について協議すること。

（2.7） 品質管理

本仕様書で定義された要件を満たすこと、又は上回ることを保証することを目的とする。以下に示す内容を実施すること。

ア　作業品質評価、検証及び品質改善策の検討と実施を管理できるようにすること。（必要に応じて体制を受注者内部に構築すること。）

イ　受注者の関連会社や協力会社等、本件の受託事業者でない主体が参画する体制を敷くことを当機構が許可する場合は、関連会社等の作業範囲及び責任範囲を明確にし、関連会社等の作業及び成果物に対して十分な管理・検収を実施するとともに、関連会社等に係る一切の事項について全責任を負うこと。特に、当機構とのコミュニケーションが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の法規に抵触しないように、適切な管理・対応を行うこと。

（2.8） 人的資源管理

本プロジェクトに参画する要員の選定、変更及び体制維持に関する管理を行うことを目的とする。以下に示す業務内容を実施すること。

ア　作業工程及びタスク毎に必要となるスキルを正確に定義し、適切な知識及び経験を有する要員を配置すること。また、主たる報告責任者とその権限及び役割を明確にした体制図を提示すること。

イ　主たる要員の交代は原則許可されない。

（2.9） 会議情報伝達管理

プロジェクト関連情報の作成、共有及び蓄積等に関する基準を定め、本プロジェクトの関係者がその基準に従い、円滑かつ効率的なコミュニケーションを行えるように配慮すること。

特に、本番稼動に向けて情報伝達を効果的かつ効率的に実施することが重要となる。以下に示す業務内容を実施すること。

ア　作業工程毎に会議・情報伝達計画を策定し、当機構の承認を得ること。会議体の目的、開催頻度、対象者等は、プロジェクト計画書で定義すること。

イ　各業務の作業工程における各種作業に関する打ち合わせ、成果物等のレビュー、進捗確認及び課題共有等を行うための定例会議を開催すること。

ウ　定例会における報告内容及び報告フォームについては、今後の対応方針が判断可

能なものとすること。

エ　当機構から要請がある場合、又は当機構との協議が必要な事案が発生した場合には、臨時の会議を随時開催すること。

オ　当機構と打ち合わせ等を実施する場合においては、文書により説明等を行うこと。

カ　各会議が開催される都度、全出席者に内容の確認を行った上で、原則、2 営業日以内に議事録を提示し、当機構の承認を得ること。

キ　当機構の他のプロジェクトや当機構の他の事業者との調整が必要となる場合には、対象プロジェクト担当者及び他の事業者との会議を随時開催すること。また、対象プロジェクト担当者及び他の事業者からの会議参加の要請があった場合には、会議に参加すること。

（3）設計・構築・テスト・移行に係る作業の内容

(3.1)　現状調査要件

現行の関係するデータセンター、国内・在外拠点の現地環境、拠点内のインフラ状況等の現状把握をすること。なお、現地での直接確認は必須ではなく、受注者の判断により実施するものとする。

現状調査業務について、最低限実施すべき項目を以下に示す。

ア　現行 JICA 情報通信網関係資料の確認

イ　現行 JICA 情報通信網運用事業者へのヒアリングと現行 JICA 情報通信網の理解

ウ　拠点の現状環境の確認

エ　新通信回線敷設に必要な関係者の把握

(3.2)　要件定義の確定

本業務仕様書、「別紙 1 要件定義書一式」等に基づき、調達手続き開始後の事情の変化、受注者等の提案等を踏まえ、要件定義に必要な修正を加え、本調達関係者と調整の上、要件定義を確定させること。

なお、調達手続き開始後の事情の変化等により、入札金額から追加で費用が必要となった場合、係る費用について別途当機構と協議の上、確定するものとする。

(3.3)　ネットワーク機器等の設置に係る要件

設備要件は、各国の事情や現地の状況に大きく依存するため、現状調査時に十分に調査の上、業務を進めること。

なお、各拠点には現行の情報通信網のネットワーク機器が収容されているネットワークラックが設置してあり、次期においてラックは引き続き継続して利用する。したがって、提供機器の格納は既設のラック内とすること。

ア　工事区分

・　通信回線の引込み工事が必要である場合は、受注者主導のもと、関連業者と必要事項を調整し、通信回線の引込み工事を実施すること。

イ　通信設備要件

・　衛星通信システムのアンテナ等の設置場所は、現地の環境調査を実施した上で、最適な場所に設置できるように積極的に調整すること。

・　通信ケーブル敷設工事は、通信ケーブルの配線、電気配線、電源工事、通信配線用管路の設置（必要な敷地内管路、建物内管路、屋内外用ダクト等)、引込み口設備設置等、敷設に必要な全ての工事を実施すること。なお、回線終端装置設置のための木板や管路以外の設置場所の関係による費用負担は当機構では行わない。

・　提案する情報通信機器に対応する電圧及び周波数の提供が行われていない場合は、変圧器などの機器を準備、設置し、利用できるようにすること。

・　現行のネットワークとのケーブル接続は、拠点毎に契約している現地業者が実施する。適宜、必要な情報を共有し、作業に抜け漏れがないようにすること。ネットワークサービスを提供するために必要な設備は整備すること。

ウ　ネットワーク機器等の設置時の措置

・　事前に導入機器に必要な電源容量を調査、設計し、データセンターや拠点事務所の設備担当者へ確認・調整すること。

・　ルーター等の配線は、必要に応じ不用意に抜けないように防護用のカバーを取付けること。

(3.4)　基本設計

現状調査の確認結果及び本仕様書をもとに、JICA 情報通信網のサービス提供に必要な基本設計を行なうこと。

基本設計業務は、受注者が事前に検討した資料や検討案を事前に当機構側へ提示し検討を進める形態をとること。なお、基本設計業務により確定した機器、部材、通信回線は速やかに発注し、全体計画が遅延しないように留意すること。

(3.5)　詳細設計

基本設計書をもとに、必要な詳細設計を行なうこと。

詳細設計業務は、受注者が事前に検討した資料や検討案を事前に当機構側へ提示し検討を進める形態をとること。

(3.6)　環境構築

詳細設計書をもとに、通信回線敷設、機器設置等の環境構築作業を実施すること。環境構築拠点は、日本国内、全世界に配置されているため、効率的な実施が必要である。

（3.7）ネットワークサービステスト

ア　前提条件

- 本番環境において、本仕様書が求める品質を確認するため、また、本番稼動直後や運用時に障害を未然に防ぐため、ネットワークサービスについてテストを実施すること。
- ネットワークテストは、段階的に単体テスト、結合テスト、総合（業務）テストを実施することとし、その概要を以下に示す。なお、テストは実施体制を明確にし、テスト実施現場に作業内容が手順書通りかを確認する者を設置すること。テスト実施時の作業ログ（エビデンス）は、電子データにて提出すること。

イ　テスト仕様

- 本番稼動前に実施する各テストの最低限実施されるべき仕様を以下に示す。本項目以外に有効な内容がある場合は提案すること。ただし、既に自社にて提供中のネットワークサービス等を本調達に採用する場合は、事前に当機構に申告の上、下記 No1、2 のテストは不要とすることができる。

表 3　最低限実施されるべきテスト仕様

No	項目	内容	備考
1	単体テスト	・　工場出荷時にメーカーが実施するテストとは別に、導入機器及びソフトウェアが単体で正常に動作することを確認すること。 ・　詳細設計書に基づき、機器のパラメータの設定が行えることを確認すること。	【単体テスト例】 ・電源オンにして正常起動すること。 ・機器が正常に停止できること。 ・LED ランプが正常に作動して

No	項目	内容	備考
			いること、 等。 【回線の単体テスト例】 ・通信回線の両端において、Ping 等の疎通が取れており、定められた通信基準を満たしていること、等。
2	結合テスト	■正常系テスト ・　詳細設計に基づき、相互にネットワーク機器を接続し、テスト端末を用いて、エンドからエンドへの通信の確認を行うこと。 ■障害系テスト ・　擬似の機器障害や回線障害を発生させ、通信の場合は片系がダウンしても正常に通信できることを、機器の場合は待機系に切り替わり、正常に通信できる事を確認すること。この時、切り替わり時間が設計値通りかをチェックする。 ■パラメータテスト ・　ポリシーや QoS 等の設定値が設計通り動作するか、事前に確認ができる範囲で適切に設定できているかをテストすること。	・機器を相互に接続したテスト環境で、全ての通信経路で正常に通信できることを確認する。 ・障害テストの際には、想定されるケースについて全てテストすること。 ＜例＞機器障害、回線障害、ポート障害など。

No	項目	内容	備考
		■ログ出力テスト ・ ログが正常に出力されていることを確認すること。 ■障害通知テスト ・ 障害時に正常に監視端末（テスト機等）に通知されていることを確認すること。	
3	総合テスト（受け入れテスト）	■正常系テスト ・ 本番環境と接続し、JICA 情報通信網を利用する全業務システムへの通信（Ping）を確認すること。 ・ 全拠点の正常時の通信速度等の値を参考値として取得すること。 ■障害系テスト ・ 擬似の機器障害や回線障害を発生させ、通信の場合は片系がダウンしても正常に通信できることを、機器の場合は待機系に切り替わり、正常に通信できる事を確認すること。（切り替わり時間を測定） ■ログ出力テスト ・ ログが正常に出力されていることを確認すること。 ※コンピュータシステム運用事業者の協力下で実施	・運用事業者等の関係者とテスト項目やテスト方法などについて、事前に調整しておくこと。 ・テスト内容の事前調整を行なうこと。また、テスト結果により問題が明からになった場合は、速やかに問題解決を行なうこと。 ・JICA 業務アプリケーションは、グループウェアシステムはじめ主要な 4～5 システムを想定しているが、

No	項目	内容	備考
		■障害通知テスト ・　障害時に正常に運用事業者の監視端末（本番機）に通知されていることを確認すること。 ※コンピュータシステム運用事業者の協力下で実施 ■当機構の業務システムに関するテストを実施する。必要に応じ、テスト仕様書の作成及びテストの実施について支援を行うこと。 ■アプリケーション通信テスト ・本番の業務端末を LAN に接続し、問題なく JICA 業務アプリケーション*が利用できることを確認すること。 ■工事内容確認 受注者が工事した配線や、機器敷設状況について仕様どおりであることを確認すること。 ■運用受入れテスト 運用事業者によって調達された機器の監視、リモートログイン、ログ収集、バックアップ取得など、本番稼動を踏まえた運用作業が適切に行えることを確認すること。	テスト仕様の検討時に最終確定すること。 *対象業務アプリケーションについては別途当機構と協議の上、決定する。

ウ　テスト業務実施計画の作成と実施

・　テストスケジュールやテストの実施体制等を含めたテスト実施計画書を作成し、各テスト工程の実施前に提示し、当機構の承認を得た上で実施すること。

エ　テスト業務実施の管理

・　テスト項目の消化状況等の進捗や実施状況について、進捗管理を行い、当機構に報告すること。その際、問題点や検討事項があれば、速やかに当機構に報告し、対策を立てること。

（3.8）　移行・切り替え

現行の JICA 情報通信網から移行・切り替えするに当たって、当機構の日常業務や事業継続に影響がないよう速やかに実施する必要がある。スムーズな移行を実現するため、現行 JICA 情報通信網運用事業者、現行コンピュータシステム運用事業者、次期コンピュータシステム運用事業者等と連携を取り、情報や作業の抜け漏れがないように努めること。

ア　前提条件

・　開通日を当機構に書面にて通知すること。本通知書を持って、サービスの履行義務が発生するとともにサービスレベル管理対象となる。
・　開通日通知以前に移行が完了し、通信料が発生した場合、当機構はその費用は負担しない。
・　現地作業員は責任者の管理下で、リモートでの指示を受けられる環境である場合は現地パートナー企業の担当者としても良い。
・　在外拠点への機器輸送は受注者の調達範囲とするが、輸送にかかる申請等は当機構の協力を得ることができる。

イ　移行・切り替え要件

・　移行作業は、現地の休日・祝祭日に作業を実施することを前提に各事務所と調整し、移行実施日を調整すること。
・　移行、導入に関わるリスク（機器不良、機器設定ミス）及び作業時間短縮を考慮し、移行前に動作のテストを実施すること。
・　移行作業実施後に、今後の障害調査等への参考値としてインターネット回線含む回線品質等の実測値を計測し、当機構に報告すること。
・　移行日当日に、障害発生等により作業が中断した場合、迅速にその原因を明らかにし、作業を再開できるようにすること。
・　当期間中のトラブル発生時にも迅速なサポートを行えるような体制を構築すること。

ウ　移行・切り替え設計の実施

・　移行方式、移行拠点の優先順位づけは機器輸送に要する時間等を考慮し、設計すること。移行設計の内容については、当機構の合意を得ること。

エ　移行・切り替え実施計画書の作成

・　移行設計において、移行方針や移行方式等が確定した後、移行体制を含めた現実的な移行実施計画を作成すること。作成の際は、現行 JICA 情報通信網運用事業者、現行コンピュータシステム運用事業者、次期コンピュータシステム運用事業者等と連携をし、情報や責任分担の抜け漏れがないように留意すること。特に、リスクの考慮やマネジメント問題発生時のリカバリプランも計画に盛り込むこと。

オ　移行・切り替え作業の実施と管理

・　確定した移行実施計画書をもとに、移行・切り替え作業を実施すること。また、その進捗を管理し、問題発生時には、速やかに当機構に相談し、対策をとること。

(3.9)　引継ぎ

・　本調達においては、受注者が次期情報通信網の設計・構築事業者と運用・保守事業者を兼ねることから、設計・構築事業者から運用・保守事業者に対する引継ぎは発生しない。
・　受注者は、受注者の責任において受注者内にて設計・構築から運用・保守への引継ぎを行うこと。引継ぎ実施後に担当職員に報告し、承認を受けること。受注者は、担当職員の承認のもと、現行受注者より、作業経緯、次期情報通信網の運用・保守業務として解決すべきとした残存課題等に関する情報の引継ぎを遺漏なく受けること。
・　稼動直後の１ヶ月程度は、障害時のエスカレーション先として設計・構築チームの体制を残す等の対応をとること。

(3.10)　教育

・　次項にて定義する運用設計書をもとに、実際の障害フローの机上確認等、関係者とともに運用の教育訓練を実施すること。
・　導入した管理サーバ、ネットワーク監視等のシステム管理画面利用方法を当機構担当者にレクチャーすること。

（4）運用・保守に係る作業の内容

(4.1)　基本方針

ネットワークの運用管理サービスを調達するという考え方に基づき、当機構は機器の保守契約等は締結しないが、受注者は安定的なネットワークサービスを提供するため、次の方針で、運用・保守が実施される必要がある。サービス要件、サービスレベルを担保するために必要なハードウェア、ソフトウェアの運用管理（ライフサイクル管理）等は受託側で必ず実施し続ける必要があり、これを怠ってはならない。

ア　通常時の運用業務や障害時の運用・保守業務は、全て受注者にて取り纏めて当機構に報告すること。
イ　障害時は、コンピュータシステム運用事業者、本部 LAN 運用事業者との連携が必要となる。そのような場合も、原因の追求、分析を支援し、柔軟かつ真摯に対応すること。
ウ　リアルタイムで 24 時間 365 日監視を行えるシステム、及び体制を整備すること。
エ　当機構への連絡（電話又はメール）は、発生した障害の重要度により 24 時間 365 日実施すること。
オ　導入する情報通信機器の設定情報（Configuration）は必要に応じて当機構へ提供できるようにすること。
カ　受注者の監視センターから、リアルタイムで回線並びに通信機器に対する運用監視・保守業務を実施すること。
キ　平日現地時間 9:30～18:30 の保守サービスを基本とし、主要なポイントは冗長構成とし、先出しセンドバック保守による復旧措置を行なうこと。必要な保守による停止の際には、利用者に不便を与えないよう考慮し、効率的に作業にあたること。
ク　連絡体制を明確化し、関係者間の連絡を円滑かつ迅速に行える仕組みとし、運用工程においては、運用・保守責任者がネットワークサービスの状況を掌握するような体制を構築すること。また、ヘルプデスク及び情報システム部担当者との連絡・報告・相談窓口はワンストップとすること。

(4.2)　運用開始前業務

次期情報通信網の運用・保守業務を開始する前に、本業務仕様書に掲げられた運用業務を網羅的に実行できるように、運用設計を行うこと。運用設計書には、最低限次の内容を定義すること。なお、運用管理ルール策定にあたっては、過去に発生したセキュリティインシデントを参考とし、必要な対策を反映させること

- 運用・保守の方針
- 運用・保守の体制

・　運用・保守の範囲と定義
・　運用システムの定義（運用管理に利用する仕組みの定義等）
・　業務フロー（作業主体や作業内容の明確化、連絡フローやエスカレーションフロー等）
・　不正アクセス検知時の対応フロー策定
・　監視項目定義　等

(4.3)　運用・保守業務要件

情報セキュリティ管理の観点、効率的なネットワークシステム運用（障害時の対応等）の観点等から、次の運用保守業務を実施すること。

表 4　運用保守業務一覧

No	業務要件		説明
1	各種受付け		問い合わせ対応､障害受付､申請受付等を実施すること。
2	監視業務	死活監視	本ネットワークサービスで利用しているルーター等の死活監視を Ping 等で実施すること。
3		ログ監視	本ネットワークサービスで利用しているルーター等のログを Syslog サーバ等に転送しログ監視を実施すること。
4		状態監視	ルーターの状態監視を Syslog にて確認できるように取得しておくこと。
5		性能監視	情報通信機器や各システムの CPU、メモリ、ディスク容量等に対して､閾値設定による監視を実施すること｡通信トラフィック等の監視を実施すること。
6	障害対応		情報通信機器や各システム等への障害対応｡障害原因の追究等をすること。
7	システムオペレーション		情報通信機器や各システムの状況確認､障害切り分け時等に､当該機器へアクセスし､手順書に則ったオペレーションを実施すること。
8	関連機器の設定		ネットワークサービスのうち､サービス要件を満たす範囲で次の作業を実施すること。 ＜対象機器＞ ・ネットワークサービス提供のために配備されている全ての機器

No	業務要件		説明
			＜対象作業＞ ・パラメータシートの設定値変更等の軽微な作業 ・Access Control List (ACL)、ルーティング、ポートの各設定の追加、修正、変更、削除 ・ポリシー、オブジェクトの追加、修正、変更、削除 ・設定リストのメンテナンス、設定のチューニング　等
9	管理業務	インシデント管理（イベント管理含む）	提供サービス外の停止や品質低下、影響を及ぼす可能性、その他重要性のある状態の変更を管理すること。
10		障害管理	インシデント管理の内容を整理し、当該インシデントの解決に向けて管理すること。
11		構成管理・変更管理	問題の原因対策について実施管理を行うこと。
12	改善提案		契約当初は予見されていなかったものの、運用上、利用が必要となった機能や改善事項を提案すること。
13	報告会		月次で通信状況や運用状況について運用業務報告書にて当機構へ報告をすること。最低限実施すべき項目は以下の通り。 ・拠点毎のデータ通信量 ・性能監視結果 ・障害報告 ・課題管理 ・セキュリティインシデントと対応結果 ・サービスレベル結果 ・構成管理・変更管理結果　等

(4.4)　機構関連業者との連携

運用・保守業務を実施する際は、関連の運用・保守事業者と緊密、かつ迅速な連携が必要となる。セキュリティインシデント対応時は一刻を争うケースも考えられるため、関連事業者の責任分界の間の事象も対応する等、積極的な対応が求められる。

以下に関連事業者との責任分界を記載する。

なお、コンピュータシステム運用事業者の提供する基盤系サービスでクラウドサービスを利用するものの責任分界については、設計時に当機構と協議の上、確

定すること。

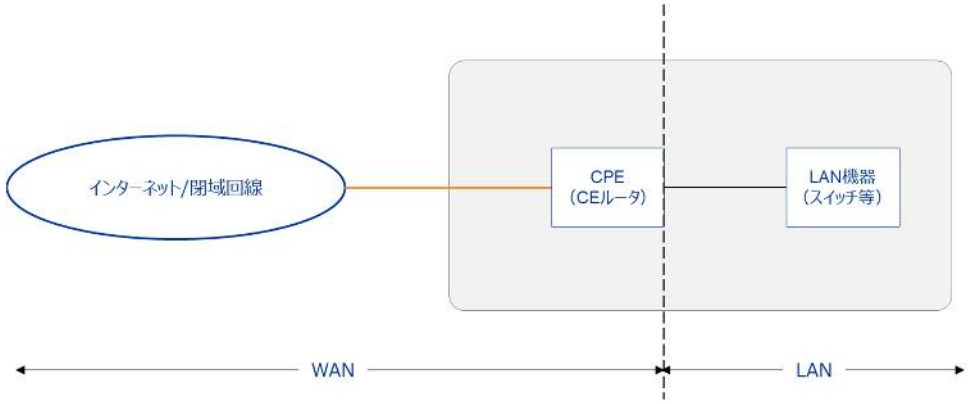

図 3　WAN/LAN 責任分界

表 5　関連事業者との責任分界

運用項目	対象	情報通信網 （受注者）	コンピュータシステム運用事業者	本部 LAN 運用事業者
各種ユーザ問い合わせ受付け	基盤系システム	×	●	×
	業務系システム	×	●	×
	本部 LAN	×	▲	●
	国内拠点 LAN	×	●	×
	在外拠点 LAN	×	●	×
	WAN	●	×	×
監視	基盤系システム	▲ （CE ルーターLAN 側まで死活監視）	●	×
	業務系システム	▲ （CE ルーターLAN 側まで死活監視）	●	×
	本部 LAN	▲ （CE ルーターLAN 側まで死活監視）	●	▲
	国内拠点 LAN	▲ （CE ルーターLAN 側まで死活監視）	●	×
	在外拠点 LAN	▲ （CE ルーターLAN	●	×

運用項目	対象	情報通信網 （受注者）	コンピュータシステム運用事業者	本部 LAN 運用事業者
		側まで死活監視）		
障害対応	基盤系システム	▲*	●	×
	業務系システム	▲*	●	×
	本部 LAN	▲*	▲	●
	国内拠点 LAN	▲*	●	×
	在外拠点 LAN	▲*	●	×
	WAN	●	▲ （CE ルーターまで死活監視）	×
システムオペレーション	基盤系システム	×	●	×
	業務系システム	×	●	×
	本部 LAN	×	●	●
	国内拠点 LAN	×	●	×
	在外拠点 LAN	×	●	×
	WAN	●	×	×
関連機器の設定	基盤系システム	▲*	●	×
	業務系システム	▲*	●	×
	本部 LAN	▲*	●	●
	国内拠点 LAN	▲*	●	×
	在外拠点 LAN	▲*	●	×
	WAN	●	×	×
セキュリティ運用	基盤系システム	▲*	●	×
	業務系システム	▲*	●	×
	本部 LAN	▲*	●	●
	国内拠点 LAN	▲*	●	×
	在外拠点 LAN	▲*	●	×
	WAN	●	▲ （必要に応じて本受注者と連携）	×
サービスレベル管理	基盤系システム	×	●	×
	業務系システム	×	●	×
	本部 LAN	×	▲	●
	国内拠点 LAN	×	●	×

運用項目	対象	情報通信網（受注者）	コンピュータシステム運用事業者	本部 LAN 運用事業者
	在外拠点 LAN	×	●	×
	WAN	●	×	×

凡例）●：対応項目

▲：自社が提供しているネットワークサービス関連については要対応

▲*： 必要に応じて、コンピュータシステム運用業務、本部 LAN 運用事業者と連携

×：対応が発生しない項目

（4.5） サービスレベル管理のための項目と設定値

定量的なサービスレベル項目は「別紙 1 要件定義書一式_SLA 項目」を参照。

定性的なサービスレベル項目については次の内容を要件として、運用設計時に当機構と協議の上、最終化すること。

表 6 サービスレベル管理のための項目と設定値

No	項目		評価項目の内容/算定方法	設定値
1	全体管理	本業務全体におけるサービスレベルについて	・ 本業務のサービスレベル管理の考え方を理解した上でサービスが提供されているか、次の観点から当機構が評価を実施する。 ① 全体管理責任者、設計・構築責任者、運用・保守責任者が調達要件を満たす責務を果たしているか。 ② ネットワークサービス、運用・保守サービスの内容が当機構の調達要件を満たしているか。	S:要求以上の付加価値（品質） A:要求通りのサービス品質 B:要求未満（適切な再発防止措置が講じられている） C:要求未満（最適な再発防止措置が講じられていない）
2	障害管理・問題管理	当機構からの依頼事項、その他発生した課題等の管理	・ 課題管理や対策について適切に進捗管理されているかを評価する。 ・ 発生したインシデントの	

No	項目		評価項目の内容/算定方法	設定値
			対応策が適切に実施されているかを評価する。 ① 国内外拠点における通信障害、ネットワークサービスの不具合等への対応。 ② 各種設定変更等の作業申請（依頼）が適切に実施されたか。	
3	変更管理	サービスを提供している機器についての変更管理	・ 機器のファームウェアのバージョンアップ結果の作業履歴が管理されているかを評価する。	
4	セキュリティ運用管理	セキュリティインシデント対応品質	・ セキュリティ対策が妥当か、適切か、またインシデントが発生した場合の対応等を評価する。（対応不備、対応が長期間化していないか等。）	

(4.6) サービスレベル評価結果への対応

ア 定量評価結果への対応

「別紙1要件定義書一式__SLA項目」に記載の設定値を遵守できなかった場合、下記の表に示した額を返還すること。

イ 定性評価結果への対応

サービスレベル管理のための項目と設定値に対して、機構が評価した結果、下記の表に従い算出した額を返還すること。

表 7 サービスレベル評価結果への対応

No	サービスレベル評価区分	基本方針	サービスレベル結果対応
1	定量評価	「別紙1要件定義書一式__SLA項目」を拠点毎に適用。	・ 該当拠点の月額サービス費用総額に対して、20%の返

No	サービスレベル 評価区分	基本方針	サービスレベル 結果対応
			還率を乗じた額を返還する。 ・ 提供する通信機器(冗長化された通信機器も含む。)の故障に起因した通信の不通が発生した場合は、日割り計算によるサービス料金を返還する。
2	定性評価	サービスレベル管理のための項目と設定値における各項目に対して、機構が S～C の評価を実施する。	・ 該当サービスの月額サービス費用に対して、次の返還率を乗じた額を返還する。 「S」評価・・・当該月額サービス費用の 10%を費用免除。 「B」評価・・・当該月額サービス費用の 10%を返還 「C」評価・・・当該月額サービス費用の 20%を返還 ・ 機構の事業継続に影響がある損害等の場合は、損害範囲に応じて別途相談とする。 ※「A」評価は要求通りのサービス品質であるため、費用の免除・返還はない。

(4.7) 契約期間終了後の引継ぎ業務

本業務の契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、又はその他契約の終了事由の如何を問わず、本業務が終了となる場合には、受注者は、他社・当機構が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、他社に移行する作業の支援を行うこと。

引き継ぐべき業務の内容は、運用設計時に引継計画として検討・作成し、当機構に提出するものとする。受注者は、引継計画に基づき、被引継者に対し本業務が停滞しないよう十分な説明及びサポートを行うこと。また、本業務に係る現状復帰等の作業

も受注者の負担にて実施すること。

（4.8） 国内・在外拠点の新設や移転時の対応

運用･保守業務に入ってから､国内･在外拠点の新設や移転が発生する場合がある。その場合には必要に応じて追加契約を結び、作業を行うこと。

（4.9） 契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出（収支計画書）

ア 本業務の開始時点で収支計画を当機構へ提示すること。

イ 本業務に係るコストを管理し､収支の状況を定期的に収支報告書として機構へ提示すること。

ウ 当初契約の仕様にない作業、アウトプットを追加（定型作業範囲の拡大や新たに追加する非定型作業項目）する場合には、四半期毎に契約金額の見直しを実施する。

エ 当初契約の仕様にあった作業の削除などがある場合には､四半期毎に契約金額の見直しを実施する。

オ 当機構が受け取る価値に変動が無ければ､受注者に発生するコストが契約金額より多かった場合にも契約金額の増額は行わない。

（５）成果物

ア 成果物名

本業務の成果物を以下に示す。

表 8 成果物一覧

No.	成果物名	説明
1	プロジェクト計画書	本調達の範囲内における体制、スケジュール等、本業務を遂行する上で必要な事項が記載された資料。
2	要件定義書の改定案	調達手続き開始後の事情の変化、受注者の提案等を踏まえ、要件定義書に必要な修正を加えた資料。
3	基本設計書	現状調査の確認結果及び本仕様書をもとに、方針や採用技術等を記述した設計書。 ■記述項目例 ・物理設計 ・論理設計 ・可用性設計 ・障害設計

No.	成果物名	説明
		・拡張設計 ・運用保守設計　等
4	詳細設計書	基本設計書をもとに、内部設計等を記述した設計書。 ■記述項目例 ・ネットワーク詳細設計図 ・ネットワーク機器一覧 ・機器のパラメータ ・IPアドレス管理表 ・ネットワーク帯域一覧　等
5	運用設計書	運用方針や各種申請フロー、納入機器マニュアル一覧、納入機器の運用方法を記載したドキュメント等を取り纏めた設計書。
6	テスト仕様書	テストを実施する上での考え方、方針、テスト工程毎に、各テストの完了を判断する上で必要な事項が記された仕様書。
7	テスト実施計画書	実施スケジュールや実施体制等を含めた計画書。
8	テスト結果報告書	テストの結果が記述された報告書。作業ログ（電子データ）等も含む。
9	性能評価テスト仕様書	回線やシステムの性能評価を実施する上での実施方法等を定義した仕様書。
10	性能評価結果報告書	性能評価を実施した結果の報告書。
11	移行設計書	移行方針、移行方式等について、記述された設計書。
12	移行実施計画書	移行スケジュールや実施体制等を含めた計画書。
13	操作手順書	導入したネットワーク監視等のシステムの利用方法を記載した手順書。
14	運用業務報告書（月次）	通信状況や運用状況について記載された報告書。報告会にて使用する。
15	その他作業毎の報告書類・記録類全て	-

イ　成果物の納品方法

・　成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。

・　用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（令和４年１月７日文化審議会建議）」を参考にすること。
・　情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。
・　成果物は紙媒体又は電磁的記録媒体により作成し、当機構から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正１部・副１部、電磁的記録媒体は１部を納品すること。
・　紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格Ａ列４番とするが、必要に応じて日本産業規格Ａ列３番を使用すること。
・　電磁的記録媒体の納品については、Microsoft 社 Windows10、もしくは Windows11 で読込可能な形式で納品すること。また、ファイルは Office Open XML の docx 拡張子、xlsx 拡張子、pptx 拡張子のファイル形式で作成すること。 ただし、左記ファイル形式で納品が困難な場合は、当機構と事前に協議の上、PDF のファイル形式で作成すること。
・　納品後、当機構において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
・　成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当部署の承認を得ること。
・　成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
・　電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

ウ　成果物の納品場所

納品場所は、当機構より別途指示する

５　作業の実施体制・方法

（１）作業実施体制

本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は次の図及び表のとおりである。なお、受注者内の人員構成については想定であり、受注者決定後に協議の上、見直しを行う。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

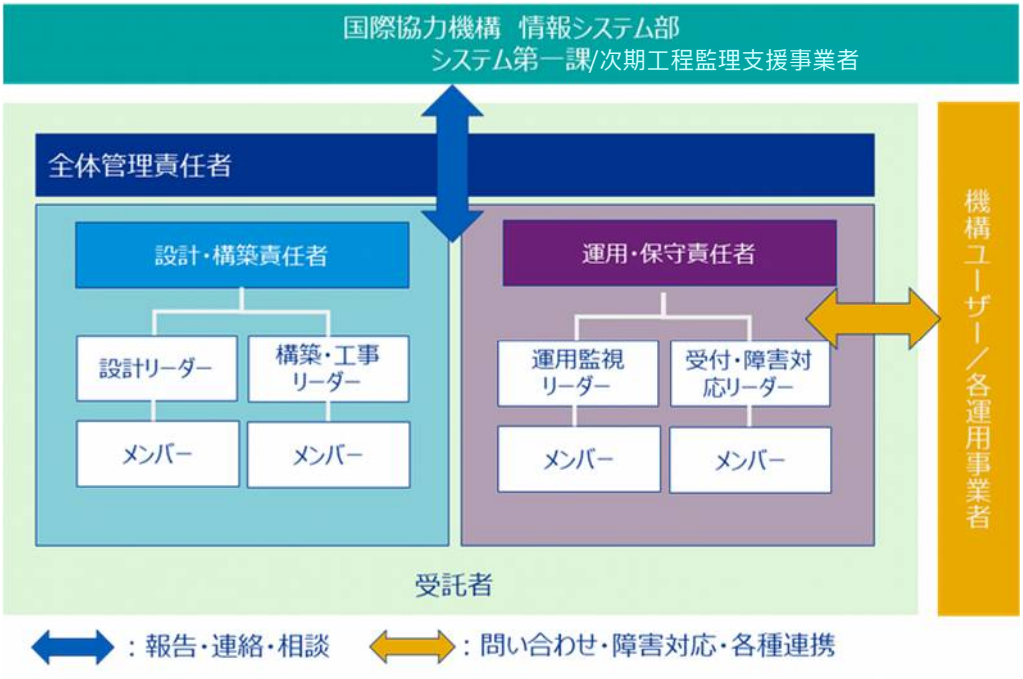

図 4　本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制

表 9　本業務における組織等の役割

組織等	本業務における役割
独立行政法人国際協力機構　情報システム部　システム第一課/次期工程監理支援事業者	管理組織として、本業務の進捗等を管理する。 次期IT基盤整備に係る相談対応を行う。
受注者	本業務を実施する。
各運用事業者	機構システム基盤の運用保守を担う「コンピュータシステム運用事業者」及び当機構の本部拠点におけるLAN環境の運用保守を担う「本部LAN運用事業者」を指す。

表 １０　本業務受注者に求める作業実施体制の役割

組織等	本業務における役割
全体管理責任者	本業務の開始から運用終了後まで、全体管理を担う。また、設計・構築、運用・保守の全体的責任を担う。
設計・構築・テスト・移行責任者	設計・構築・テスト・移行に係る作業及び管理を行う責任者
運用・保守責任者	運用・保守に係る作業及び管理を行う責任者

（2）社、作業要員に求める資格等の要件

(2.1)社としての要件

ア　本調達規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点との WAN 接続）の設計・構築・運用の実績があること。過去 5 年以内で 3 件以上の実績を有していることが望ましい。案件規模等も含め、提案書に記載すること。

イ　マネジメントシステムに係る資格（ISO9001 等）を、本業務の担当部署が保持していることが望ましい。

ウ　情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等）を保持している部署が、本業務の担当部署と連携する体制が組めることが望ましい。

(2.2)全体責任者の要件

全体責任者（プロジェクトマネージャ）は、本番開始までの長期間、プロジェクト全体の品質を担保するために、高い管理・調整能力が求められるため、以下の要件を満たすことが求められる。

ア　本調達と同規模の案件や類似案件のプロジェクト管理経験を有していること。その案件規模等の実績を確認できるように、提案書に添付する業務経歴書に記載すること。

イ　プロジェクトマネジメントに係る資格、もしくはこれに準ずる資格を保有していることが望ましい。提案書に証明書を添付すること。

例）

- プロジェクトマネージャ（情報処理技術者）
- PMP（Project Management Professional）
- PMS（Project Management Specialist）　等

ウ　本調達規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点との WAN 接続）の設計・構築経験を有していることが望ましい。その案件規模等の実績を確認できるように、提案書に添付する業務経歴書に記載すること。

エ　ネットワークの上流知識を保有していることを示すネットワークメーカーの認定資格、もしくはこの資格に準ずる実績を有していることが望ましい。前者の場合は、証明書を添付し、後者の場合は根拠を明示すること。

例）

- ネットワークスペシャリスト（情報処理技術者）
- シスコシステムズ認定技術者（CCIE、CCNP）　等

(2.3)設計・構築責任者の要件

ア　本調達規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点との WAN 接続）やセキュリティシステムについて技術面の責任者の立場で、設計・構築経験を 3 件以上有していること。その案件規模等の実績を確認できるように、提案書に添付する業務経歴書に記載すること。

イ　ネットワークの技術知識を保有していることを示すネットワークメーカーの認定資格、もしくはこの資格に準ずる実績を有していることが望ましい。前者の場合は、証明書を添付し、後者の場合は根拠を明示すること。

例）

・　ネットワークスペシャリスト（情報処理技術者）

・　シスコシステムズ認定技術者（CCIE、CCNP）　等

(2.4)運用・保守責任者の要件

ア　本調達・規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点との WAN 接続）の運用管理（マネジメント）実績、もしくはこれに類似する経験を、責任者の立場で 3 年以上有していること。その案件規模等の実績を確認できるように、提案書に添付する業務経歴書に記載すること。

イ　グローバルネットワーク（海外拠点との WAN 接続）やセキュリティシステムの構築経験を 3 件以上有していることが望ましい。その案件規模等の実績を確認できるように、提案書に添付する業務経歴書に記載すること。

ウ　ネットワークの上流知識を保有していることを示すネットワークメーカーの認定資格、もしくはこの資格に準ずる実績を有していることが望ましい。

例）

・　ネットワークスペシャリスト（情報処理技術者）

・　シスコシステムズ認定技術者（CCIE、CCNP）　等

（3）作業場所

本業務における作業場所については、以下のとおりである。

ア　本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当部署が現地確認を実施することができるものとする。

イ　受注者は、業務の実施場所および安全管理措置（情報セキュリティ対策）を書面で委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。委託者は書面内容を確認し適切な

安全管理措置であることを踏まえ書面にて結果を報告する。 業務実施中は定期的かつ適切に安全管理措置が行われていることを履行状況として委託者に報告する。

ウ　当機構が受注者に貸与できる場所、機器等については、必要に応じて当機構と受注者の間で協議して定めることとする。万一、当機構が受注者に貸与した場所、機器等に損害が発生した場合には、受注者がその復旧に係る費用を負担すること。

（4）作業の管理に関する要領

本件業務における作業の管理に関する要領については、以下のとおりである。

ア　当機構との調整を密に行いつつ、本件業務の状態が常時把握できるように全体管理を行うこと。また、当機構からの依頼や、本件業務の遂行に問題が生じた場合には、速やかに報告できるように管理を行うこと。

イ　当機構から指導・助言を受けた際には、速やかに対応すること。

ウ　問題が発生した時は、開発事業者は当機構と協議の上、会議を招集し、これに参加すること。また、障害発生対応状況の報告を適時行うこと。

エ　当機構に対し、定例報告（月次、週次等）での説明や報告資料の作成等、必要な協力を行うこと。

オ　本件業務開始から週１回程度以上の定例会（当機構の担当者との会議体）を実施し、進捗状況、障害発生及び対応状況の報告を行うとともに、議事録を作成すること。定例会議の時間帯、開催と場所等は当機構と別途協議の上決定すること。

６　作業の実施に当たっての遵守事項

（1）機密保持、資料の取扱い

本業務における機密保持、資料の取り扱いについては、以下のとおりである。

ア　受注者及び本業務における作業従事者（再委託先及びその作業従事者を含む。）は、業務上知り得た事項について、いかなる場合にもこれを第三者（受注者の社内において、本業務を担当している部署以外の部門、親会社を含む関連会社、株主を含む。）に漏らしてはならず、本業務の目的以外に利用してはならない。また、機器、プログラム、データ、文書等については、当機構の許可なく 当機構の本部から持ち出してはならない。本契約の終了後においても同様とする。受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合、受注者は、当機構に直ちに報告しなければならない。また、その事故の損害に対する賠償等の責任について、当該再委託先の責任はもとより、受注者の責任も免れ得ない。

イ　本業務を履行するために必要である場合に限り、受注者は、当機構が保有する各種資料等の閲覧、貸出しを申し入れることができる。貸出しの場合、受注者は、

借用書等、当機構が指定する書類を提出するものとする。

ウ　本業務上知り得た事項について、業務終了等により不要となった場合、返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にし、「情報消去・破棄証明書」を提示するものとする。

エ　受注者は、サプライチェーンリスクの増大又は顕在化の防止を目的とし、再委託先の資本関係・役員等の情報、本委託業務の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提出すること。

オ　以上の事項が適切に講じられていることを確認するため、当機構は受注者に遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて当機構による実地調査を実施できるものとする。

（２）個人情報の取扱い

本業務における個人情報の取り扱いについては、以下のとおりである。

ア　個人情報の取扱いに係る事項について当機構と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

（ア）個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制

（イ）個人情報の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）

イ　本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、当機構の承認を得た上で実施すること。

ウ　個人情報を複製する際には、事前に担当部署の承認を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

エ　受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。

オ　個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

（３）法令等の遵守

本業務における遵守する法令等については、以下のとおりである。

ア　契約書条文のほか、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

イ　受注者は、本業務の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法及び意匠法上の権利又は技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。受注者が必要な措置を講じなかったことにより当機構が損害を受けた場合は、当機構は、受注者に対してその賠償を請求することができる。

（４）各国の法令等の遵守

在外拠点にネットワーク機器やLAN機器等の敷設を行う場合には、電波法等各国の法令また機器生産国の輸出規制等を遵守すること。

（５）標準ガイドライン等の遵守

ア　選定するクラウドサービスについては、原則「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（以下、「ISMAP」と称す）に登録されているサービスとすること。仮にISMAP登録されていないサービスを提案内容に含める場合、「ISMAP管理基準基本言明要件一覧表」を提出し、ISMAP管理基準と同等のセキュリティ対策が可能であることを証明すること。

イ　本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（デジタル庁）」（以下「解説書」という。）を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

（６）規程等の説明等

「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

また、「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準群」という。）を基に策定しており、今年度に改定予定となる統一基準群の令和5年度版が求める本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。受注者は、令和5年度版統一基準群が決定した時点で、本業務に関する影響分析を行うこと。

（７）情報システム監査

ア　本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、当機構が情報システム監査の実施を必要と判断した

場合は、当機構が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（当機構が別途選定した事業者による監査を含む。）。

イ　監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

7　成果物の取扱いに関する事項

本業務における知的財産権の帰属については、以下のとおりである

（1）知的財産権の帰属

ア　本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て当機構に帰属するものとする。

イ　当機構は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、複製等の利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により当機構がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

ウ　納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に当機構の承認を得ることとし、当機構は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

エ　受注者は当機構に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

（2）検収

ア　本業務の受注者は成果物等について、納品期日までに当機構に内容の説明を実施して検収を受けること。

イ　検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について当機構に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8　入札参加資格に関する事項

本業務における競争参加資格については、以下のとおりである

（１）公的な資格や認証等の取得

ア　応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下の条件を満たすこと。

（ア）品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を業務遂行する組織が有していること。

イ　応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

（ア）情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。

（イ）財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

（２）受注実績

ア　応札者は、本調達規模（拠点数等）やレベル（情報通信機器数やトポロジの複雑さ等）が同等以上のグローバルネットワーク（海外拠点との WAN 接続等）の設計・構築・運用の実績があること。過去 5 年以内で 3 件以上の実績を有していることが望ましい。

イ　導入する機器メーカーと、より上位のパートナー契約を締結している場合は、その内容を記載すること。

（３）複数事業者による共同入札

本業務における複数事業者による共同提案については、以下のとおりである。

ア　複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。

イ　共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

ウ　共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。

（４）入札制限

ア　「国際協力機構（JICA）次期 IT 基盤要件定義・調達支援業務」の受注者（再委託先等を含む。）及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関

する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札には参加できない。

９　再委託に関する事項

（１）再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア　本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

イ　受注者は、再委託先における業務の実施場所および安全管理措置（情報セキュリティ対策）を書面で委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。委託者は書面内容を確認し適切な安全管理措置であることを踏まえ書面にて結果を報告する。業務実施中は定期的かつ適切に安全管理措置が行われていることを履行状況として委託者に報告する。

ウ　受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

エ　受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

オ　再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

（２）承認手続

ア　本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を当機構に提出し、あらかじめ承認を得ること。

イ　前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を当機構に提出し、承認を得ること。

ウ　再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

（３）再委託先の契約違反等

再委託先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、当機構は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる

１０　請求・支払方法

ア　本業務実施の四半期毎の請求予定額を明確にするために、落札後、当機構と合意した四半期毎の経費内訳を契約付属書に記載すること。

イ　中間報告書を提出し、終了した工程について当機構での成果物の検収完了後、あらかじめ定めた成果物部分の確定払いを行う。

ウ　業務完了時に業務完了報告書を提出し、当機構での成果物の検収完了後、既支払い分を除き、あらかじめ定めた成果物の確定払いを行う。

エ　運用・保守に係る経費は、四半期毎に、当該四半期に含まれる月次報告書及び業務実施報告書の検査合格をもって、契約書に定める当該四半期の契約金額を支払うこととする。

１１　その他特記事項

（１）前提条件等

ア　受注者は本調達関係者を含めた全体管理、移行、障害対応、保守等の各作業において、担当職員に事前に承認された役割を、責任を持って実施すること。

イ　運用開始は 2025 年 4 月 1 日とする。仮に次期ネットワークの運用が開始できない場合、それが明らかになった時点で受注者は速やかに担当職員に連絡し指示を仰ぐこと。なお、現行情報通信網事業者に運用期間の延長を申し入れる期限については、落札後に担当職員及び現行情報通信網事業者と協議の上で設定するものとする。また、次期情報通信網運用開始の遅延が受注者の責任による場合は、次期情報通信網の運用が開始できるまでの間、現行情報通信網の運用期間を延長するために必要な対応について、受注者の責任と負担において実施すること。

（２）入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、当機構本部にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

ア　資料閲覧場所

国際協力機構麹町本部

東京都千代田区二番町 5-25　二番町センタービル

イ　閲覧期間及び時間

（ア）20XX 年 XX 月 XX 日から 20XX 年 XX 月 XX 日まで

（イ）行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで。（12 時から 13 時を除く。）

ウ　閲覧手続

最大 X 名まで。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別記様式「閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の X 日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別記様式「守秘義務に関する誓約書」に記載の上、提出すること。

エ　閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、

本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

オ　連絡先

国際協力機構　情報システム部　システム第一課

メールアドレス：isti1@jica.go.jp

電話：03 - 5226 - 9697

カ　応札者が閲覧できる資料一覧表

閲覧に供する資料の例を次に示す。

(ア)遵守すべき各府省独自の規定類

a　独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程

b　サイバーセキュリティ対策実施細則

c　個人情報保護に関する実施細則

(イ)現行情報通信網の設計書、操作マニュアル

(ウ)関連する他の情報システムの操作マニュアル、設計書、各種プロジェクト標準

(エ)過去の検討資料等

(３)本業務の延長

本業務の契約終了後、当機構が求めた場合、拠点毎の契約延長については、基本的に対応することとし、その内容及び条件は別途協議とする。

(４)設備更新等の際における受注者への措置

次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

ア　設備を更新、撤去又は新設するとき

イ　法令改正、施設の管理水準の見直しなどにより業務内容に変更が生じるとき

ウ　入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

契約変更の事例：

・整備計画の変更による業務の増減

・組織改編、庁舎移転に伴う点検箇所の変更等

・情勢不安や安定化等の外的要因または不可抗力による拠点変更、業務量の増減

(５)その他

本仕様書について疑義等がある場合は、既定の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

１２　附属文書

（1）別紙１ 要件定義書一式

以　上

独立行政法人　国際協力機構

JICA 情報通信網更改要件定義書

Ver.1.0.1

2024 年 5 月

改版履歴

版数	発行日	改版者	改版内容	理由
1.0.0	2023/6/28	-	初版	新規作成
1.0.1	2024/05/23	-	次期情報通信網構成図の修正	公開用インターネットの配置位置が変更となったため

目次

1　はじめに

1.1　背景及び本書の位置づけ

独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency：JICA、以下「機構」という。）は、機構内 IT 基盤の運用支援を目的として「コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）」及び「JICA 情報通信網の更改」業務（以下「両運用契約」という。）の委託契約を締結し、同契約の監理を行っている。

現行の両運用契約の履行期限は「コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）」が 2024 年 5 月、「JICA 情報通信網の更改」が 2025 年 3 月までとなっており、履行期限の満了を迎えるため、両運用契約のうち、「JICA 情報通信網の更改」業務（以下「次期情報通信網」という。構築・導入および運用から構成される）」の調達を行うものである。

本書は、上記調達における「次期情報通信網」に係る要件を定義したものである。

1.2　関連図書

本書に関連する図書について、以下「　　表 1.2-1 関連図書一覧」に記載する。

表 1.2-1 関連図書一覧

No.	資料名称	説明
1	現状調査報告書	本業務の成果物の 1 つ。現行 IT 基盤の現状及び課題を取り纏めた資料。
2	最適化計画	本業務の成果物の 1 つ。現行 IT 基盤の現状調査報告書から得られた示唆や市場動向、政府動向等から次期 IT 基盤の目指すべき姿を策定した資料。
3	サイバーセキュリティ管理規程	機構が実施すべき情報セキュリティの目的、対象範囲等の基本的な考え方を定めた文書。
4	サイバーセキュリティ管理細則	機構の情報セキュリティを確保するために必要な対策基準を定めた文書。
5	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	政府情報システムの整備及び管理に関して、体系的な政府の共通ルールを定めた文書。
6	Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン	政府ドメイン（go ドメイン）名の登録対象機関において、ドメイン集約化（移行・廃止）に向けた共通ルールを定めた文書。
7	政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針	政府情報システムにおいて、クラウドバイデフォルトの考え方に基づいたクラウドサービスの利用方針を定めた文書。
8	政府機関等のサイバーセキュ	政府機関等の情報セキュリティを確保するための対策事項を

No.	資料名称	説明
	リティ対策のための統一基準群	定めた文書群。

1.3 別紙一覧

本書の別紙について、以下「表 1.3-1 別紙一覧」に記載する。

表 1.3-1 別紙一覧

No.	資料名称	説明
1	機能要件一覧	次期情報通信網の機能要件を記載した資料。
2	非機能要件一覧	次期情報通信網の非機能要件を記載した資料。
3	拠点一覧	次期情報通信網の対象拠点・回線帯域を記載した資料。
4	SLA 要件	次期情報通信網の SLA に関する要件を記載した資料。

2　全体概要

2.1　要件定義の前提事項

要件定義は、次期 IT 基盤要件定義・調達支援業務で作成した「現状調査報告書」、「最適化計画」、機構の規程である「情報セキュリティ管理規程」、「情報セキュリティ管理細則」、政府のセキュリティに関する「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」、「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、及び現行 IT 基盤の設計書類を基に次期情報通信網として必要となるサービスを検討し、サービスに対する機能要件及び非機能要件を定義する。なお、当機構規程が準拠している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」は令和 3 年度版が最新であるが、令和 5 年度に改定予定されるところから、令和 5 年度版決定後は同版に定める対策基準を踏まえた業務実施が求められる点に留意すること。

2.2　現行情報通信網構成

現行情報通信網の構成について、以下「図 2.2-1 現行情報通信網構成」に記載する。

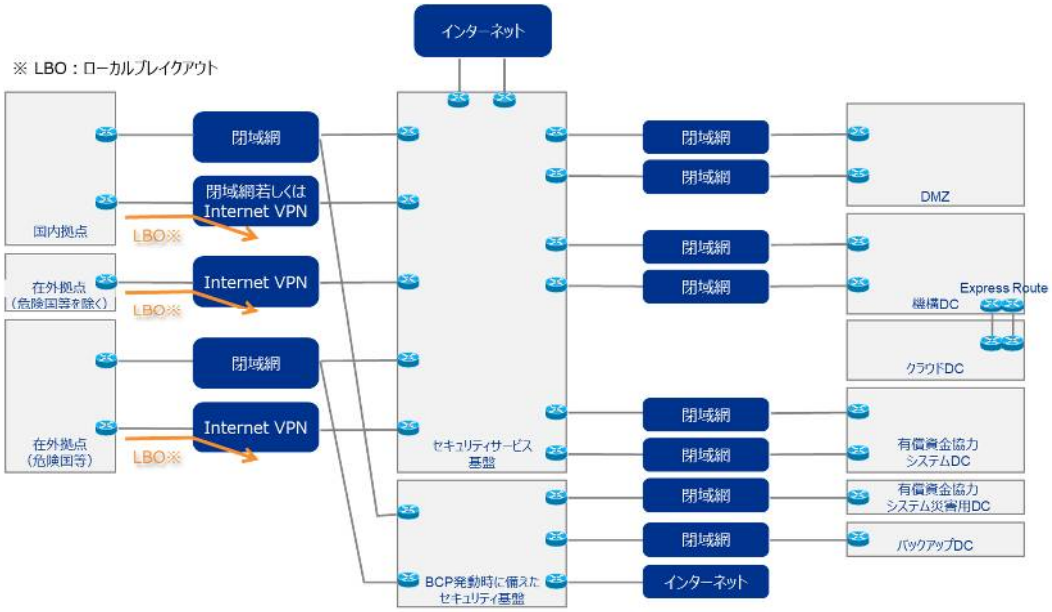

図 2.2-1 現行情報通信網構成

2.3　次期情報通信網構成

次期情報通信網の構成について、以下「図 2.3-1 次期情報通信網構成」に記載する。また、次期情報通信網のサービス一覧、概要及びイメージについて以下「表 2.3-1 次期情報通信網サービス一覧」、「図 2.3-2 次期情報通信網サービスイメージ」に記載する。

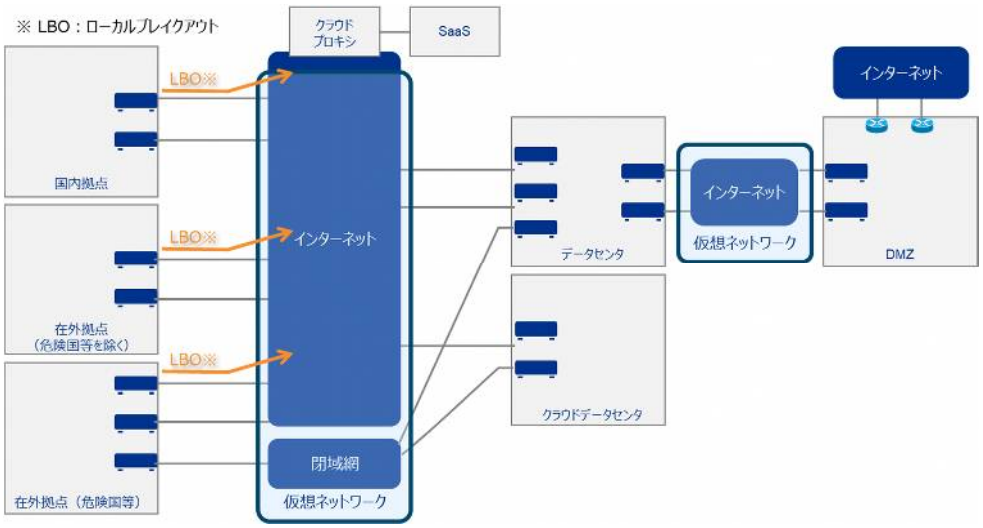

図 2.3-1 次期情報通信網構成

表 2.3-1 次期情報通信網サービス一覧

No.	サービス	概要
1	拠点間通信サービス	データセンタ、クラウドデータセンタ、国内・在外拠点等の拠点間を接続するネットワークに係るサービス。
2	公開用インターネットサービス	公開サーバのインターネット接続に係るサービス。

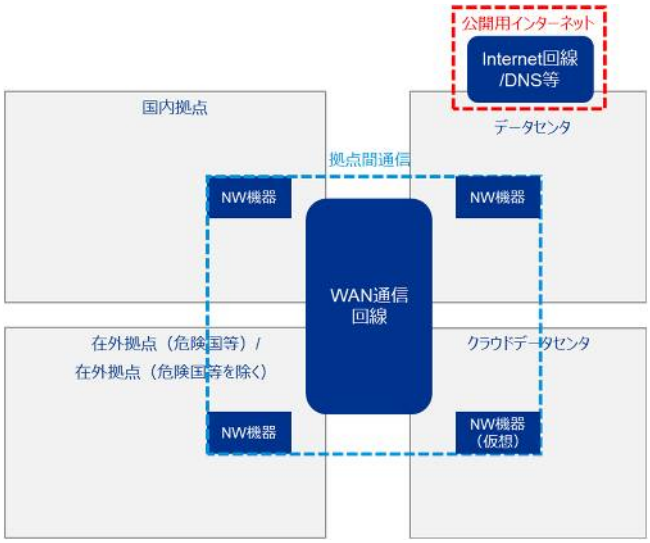

図 2.3-2 次期情報通信網サービスイメージ

2.4　対象拠点

次期情報通信網の対象となる拠点について「別紙 03_拠点一覧」に記載する。

2.5　拠点区分

次期情報通信網の対象となる拠点の区分について「表 2.5-1 拠点区分」に記載する。なお、各区分に該当する拠点の詳細については「別紙 03_拠点一覧」を参照すること。

表 2.5-1 拠点区分

No.	拠点区分	概要
1	データセンタ	データセンタ等の業務システム等が設置される拠点。
2	クラウドデータセンタ	Azure 等の IaaS 基盤の業務システム等が設置される拠点。
3	国内拠点	国内にあるデータセンタ、クラウドデータセンタ以外の拠点。
4	在外拠点（危険国等）	在外にあり、現地のインターネット環境が不安定である国、若しくは政情によりインターネット接続への制限や検閲が行われる可能性のある国（以下、危険国等）の拠点。
5	在外拠点（危険国等を除く）	在外にある在外拠点（危険国等）以外の拠点。

2.6　構成概要

次期情報通信網の構成概要について以下に記載する。

- データセンタ、クラウドデータセンタと国内、在外の各拠点はインターネット上に仮想ネットワークを構築し接続する構成とする。
- 各拠点から SaaS サービス、インターネットへは、各拠点のインターネット回線からローカルブレイクアウトし、クラウドプロキシを経由して接続する。
- 在外拠点（危険国等）では有事の際のライフラインとして閉域回線若しくは衛星回線を配備する。
- データセンタ及び本部（市ヶ谷ビル）の DMZ を接続する仮想ネットワークはその他の拠点間を接続する仮想ネットワークと物理的・論理的に分割する。

3　次期情報通信網要件定義

3.1　機能要件

拠点間通信、公開用インターネットの機能要件について、「別紙 01_機能要件一覧」に記載する。

3.2　非機能要件

- 拠点間通信、公開用インターネットの非機能要件について、「別紙 02_非機能要件一覧」に記載

する。

・ 拠点間通信における閉域回線とネットワーク機器、公開用インターネットにおけるネットワーク機器に対する性能目標値（SLA）は「別紙 04_SLA 要件」に示した目標値とする。

独立行政法人 国際協力機構
次期情報通信網

要件定義書
別紙01：機能要件定義一覧

No	大分類	中分類	小分類	要件
1	ネットワーク物理要件	バックボーンネットワーク	-	データセンタ、国内拠点を接続するバックボーンネットワークはインターネットを採用すること。
2				データセンタ、国内拠点を接続するバックボーンネットワークはアクセシビリティの観点から同一のインターネットサービスプロバイダ（以下、ISP）を採用すること。なお、主回線と副回線のISPは異なっていても可とする。 【構成例】 データセンタ主回線 ---（ISP1）--- 国内拠点主回線 データセンタ副回線 ---（ISP2）--- 国内拠点副回線
3				データセンタ、国内拠点で複数回線を導入する場合、主回線と副回線のアクセス回線を別の事業者とすること。
4				クラウドデータセンタを接続するバックボーンネットワークはインターネットを採用すること。 なお、クラウドサービス事業者がサービス提供するISPに準じ、データセンタ・国内拠点のISPと異なっていても可とする。
5				在外拠点（危険国等を除く）を接続するバックボーンネットワークはインターネットを採用すること。 ※危険国等を除く在外拠点のインターネット回線は業務範囲外であるが、参考情報として提示する
6				在外拠点（危険国等を除く）の主回線と副回線が接続するバックボーンネットワークは異なるISPを採用すること。 ※現地の事情により、異なるISPの採用が難しい場合にはその限りではないが、機構と協議の上決定すること。
7				在外拠点（危険国等）を接続するバックボーンネットワークはインターネット及びグローバルIP-VPN等の閉域網を採用すること。 インターネットの主回線と副回線が接続するバックボーンネットワークは異なるISPを採用すること。
8				在外拠点（危険国等）を接続する閉域網は運用上の観点から、可能な限り自社設備を利用することが望ましい。 また、通信事業者と共同入札する場合は、可能な限り共同入札する通信事業者の自社設備を利用することが望ましい。
9		通信回線	サービス方針	通信回線のサービス方針は以下の通りとすること。 【データセンタ】 インターネット回線を2系統、閉域回線を1系統用意する。 【クラウドデータセンタ】 冗長化されたインターネット接続サービス、閉域回線を1系統用意する。 【国内拠点】 インターネット回線を2系統用意する。 【在外拠点（危険国等）】 インターネット回線を2系統、閉域回線若しくは衛星回線を1系統用意する。 【在外拠点（危険国等を除く）】 インターネット回線を2系統用意する。 ※危険国等を除く在外拠点のインターネット回線は業務範囲外であるが、参考情報として提示する
10			サービス仕様	データセンタ、国内拠点のインターネット回線は帯域確保型若しくはベストエフォート型の回線を採用すること。
11				データセンタ、国内拠点のインターネット回線は2系統それぞれで異なる通信回線事業者を採用すること。
12				データセンタ、クラウドデータセンタの閉域網の回線は帯域確保型のEthernet回線を採用すること。 なお、クラウドデータセンタ側の閉域回線へ接続するサービスについてはこの限りではなく、閉域網に接続される通信回線について求めるものである。
13				在外拠点（危険国等を除く）・在外拠点（危険国等）のインターネット回線は現地において最良の品質を提供する通信回線（DSLによるInternet-VPNまたは衛星回線等）を採用することが望ましい。 ※危険国等を除く在外拠点のインターネット回線は業務範囲外であるが、参考情報として提示する
14				在外拠点（危険国等を除く）・在外拠点（危険国等）のインターネット回線は、 2系統それぞれで異なる通信回線事業者を採用すること。 ※危険国等を除く在外拠点のインターネット回線は業務範囲外であるが、参考情報として提示する
15				在外拠点（危険国等）の閉域回線は、一般的に安定的にサービス提供がなされると考えられているケーブル回線を極力採用すること。ただし、各国の拠点ごとにインフラ整備状況は異なるため、衛星回線の方が望ましい事由がある場合はこの限りではない。 また、衛星回線の方が望ましい場合、接続先のバックボーンはインターネットでも可とする。
16				全ての拠点の通信回線帯域は別紙03_拠点一覧に記載した通信帯域を満たす回線であること。 なお、ベストエフォート型の回線を提案する場合は、通信帯域を実現可能なことが期待される回線サービスを採用し、その根拠を示すこと。
17	ネットワーク論理要件	通信・ルーティング機能	-	IPv4に対応していること。
18				サービス提供される機器はIPv4、IPv6に対応していること。 ※在外拠点においてはIPv4対応のみでも可とする。
19				仮想ネットワーク内及び閉域網内ではRFCに規程されたプライベートIPアドレスを利用すること。
20				現行JICAのプライベートアドレスクラスの採番ルールを基に、詳細設計時に決定すること。詳細なアドレス設計の情報はプロジェクト開始後に提示する。
21				ダイナミックルーティングプロトコル（BGP、OSPF）に対応していること。
22				スタティックルーティングに対応していること。
23				複数回線の帯域幅を論理的に束ねて利用可能なこと。
24				複数回線利用時において片系の回線に障害が発生した場合に自動で相互バックアップが可能なこと。
25				通信をIPsec等で暗号化する機能を有すること。
26				物理ネットワーク上に仮想ネットワークを構築し通信可能なこと。

No	大分類	中分類	小分類	要件
27				物理ネットワークと仮想ネットワークで相互に通信が可能なこと。
28				現地インターネット回線から直接インターネットへ通信するローカルブレイクアウトに対応していること。
29		通信制御機能	-	遅延対策及び通信帯域の有効利用の観点から、アプリケーション毎の優先制御や帯域制御を物理ネットワーク上、仮想ネットワーク上で設定可能なこと。 なお、インターネット回線においては物理ネットワーク上での当該機能への対応は不要とする。
30				回線品質等の回線状況、アプリケーションにより通信に使用する回線を自動選択可能なこと。
31				ネットワークの境界において通信の許可／不許可を制御し、外部攻撃からLAN内ネットワークの保護等が可能なこと。
32		運用管理機能	-	管理サーバから各拠点の通信回線に接続される通信機器Customer Premises Equipment：顧客構内設備　（以下CPE）の管理が可能なこと。 なお、CPEと管理サーバとの到達性が長時間なくなっても現在転送しているトラフィックには影響を与えないこと。
33				管理サーバから管理対象のCPEの追加・削除が可能なこと。
34				管理サーバから個別のCPEの設定（変更/追加/削除）が可能なこと。
35				管理サーバから複数のCPEで利用するテンプレートを作成し、管理可能なこと。
36				管理サーバから複数のCPEの一括設定（変更/追加/削除）が可能なこと。

No	大分類	中分類	小分類	要件
37				管理サーバから管理対象のCPEの以下の情報が確認可能なこと。 ・ホスト名 ・ライセンス情報 ・関連付けられているテンプレート情報 ・インターフェース情報（通信モード/リンクアップ/リンクダウン） ・接続された回線情報
38				管理サーバから管理対象のCPEにおける以下の情報が可視化され運用管理者側で閲覧可能であること。 ・回線品質 ・トラフィック量（上り/下り） ・アプリケーション別トラフィック量 ・送信元トラフィック量 ・宛先情報 ・トラフィック優先度 ・ハードウェア情報
39				ゼロタッチプロビジョニング機能を有すること。
40				Azure、AWS等のIaaS基盤上で仮想CPEを利用可能なこと。
41		DHCP機能	-	国内・在外拠点のクライアントに対して、動的にIPアドレスを払い出すこと。
42				特定のクライアントに対して固定のIPアドレスを払い出すこと。
43				払い出すIPアドレスをIPアドレスプールとして管理すること。
44				WPADによりプロキシ情報の取得先をIPアドレスと共に配布可能なこと。
45				各拠点のCPEにおけるDHCPスコープ数は最大32以上であること。 但し、今後の拡張性を考慮し、32より多いスコープ数に対応可能であることが望ましい。
2	ネットワーク物理要件	通信回線	-	上り、下り双方向1Gbps以上の通信トラフィックを処理できる回線であること。
3	ネットワーク論理要件	通信・ルーティング機能	-	ホストで利用可能なグローバルIPアドレスを29個以上払い出し可能なこと。 なお、ダイナミックルーティングを利用しない回線で冗長し、ホストで複数のグローバルIPアドレスを利用する場合は、構成に応じ必要な数のグローバルIPアドレスを払い出し可能なこと。
4				グローバルIPアドレスの逆引きが可能であること。
5				サービス提供される機器はIPv4、IPv6に対応していること。
6				2本の回線をActive/Standyで利用可能なこと。
7	付随サービス要件	DNSサービス	-	ドメインを管理するDNSサーバはプライマリDNSサーバ、セカンダリDNSサーバの2台構成とすること。
8				ドメインを管理するDNSサーバにおける各レコードの変更・修正・追加等はWebブラウザツールにより運用可能なこと。
9				ドメインを管理するDNSサーバは非再帰問い合わせにのみ回答する専用のサービスとし、リゾルバDNSサーバとして共用されるものでないこと。
10				プライマリDNSサーバはセカンダリDNSサーバからのゾーン転送要求のみ許可し、その他DNSサーバからのゾーン転送要求は拒否可能なこと。
11		ドメイン管理	-	ドメインを管理するDNSサーバにおいて“jica.go.jp”を管理可能なこと。
12				JICAドメインはJPRSの指定事業者である受注者、あるいはレジストラにて運用管理すること。いずれの場合においても、窓口は受注者とし、本件に係る一切の業務は受注者が実施（代行）すること。
13		DNSリゾルバ	-	内部DNSからのインターネット上のホストの名前解決要求に応答可能なこと。

独立行政法人 国際協力機構
次期情報通信網

要件定義書
別紙02：非機能要件一覧

非機能要件一覧

No	大項目	中項目	小項目	非機能要件
1	可用性	継続性	業務継続の要求度	可用性の要求度は以下の通り。 【拠点間通信】 単一障害時は業務停止を許容せず、処理を継続させる。（回線およびネットワーク機器は冗長構成とする） 【公開用インターネット】 単一障害時は業務停止を許容せず、処理を継続させる。（回線およびネットワーク機器は冗長構成とする）
2	可用性	継続性	RPO(目標復旧地点)	ネットワーク機器故障等により機器を交換する際には最終更新時のConfigや設定値にて復旧させる。
3	可用性	継続性	RTO(目標復旧時間)	【拠点間通信】 ネットワーク機能：4時間以内（1インシデントあたり） 【公開用インターネット】 ネットワーク機能：4時間以内（1インシデントあたり）
4	可用性	継続性	稼働率	【拠点間通信】 閉域回線/ネットワーク機器：99.00%以上 インターネット回線：定義しない。 【公開用インターネット】 ネットワーク機器：99.00%以上 インターネット回線：定義しない。
5	可用性	耐障害性	ネットワーク機器の冗長化	【拠点間通信】 すべての拠点でネットワーク機器を冗長化する。 【公開用インターネット】 ネットワーク機器を冗長化する。
6	可用性	耐障害性	通信回線の冗長化	【拠点間通信】 [データセンタ] インターネット回線を2系統、閉域回線を1系統で冗長化する。 [クラウド] 冗長化されたインターネット接続サービス、閉域回線を1系統で冗長化する。 [国内拠点] インターネット回線を2系統で冗長化する。 [在外拠点（危険国等）] インターネット回線を2系統、閉域回線若しくは衛星回線を1系統で冗長化する。 [在外拠点（危険国等を除く）] インターネット回線を2系統で冗長化する。 【公開用インターネット】 ［本部市ヶ谷DMZ］ インターネット回線2系統を冗長化する。
7	可用性	耐障害性	通信経路の冗長化	【拠点間通信】 ルーティングプロトコル等により、経路を冗長化する。 【公開用インターネット】 ルーティングプロトコル等により、経路を冗長化する。
8	可用性	耐障害性	設定情報等のデータバックアップ方式	機器の交換に備えて、ネットワーク機器の設定情報はオンラインバックアップすること。
9	可用性	耐障害性	データ復旧範囲	機器の交換時にはログ等の情報は復旧せずに、設定情報のみを復旧すること。

No	大項目	中項目	小項目	非機能要件
10	可用性	回復性	可用性の確認範囲	回線や機器等の障害が想定される箇所においては事前に可用性のテストを実施し、その復旧方法を事前に確認すること。

No	大項目	中項目	小項目	非機能要件
11	性能・拡張性	業務処理量	トラフィック増加率	トラフィック増加率は5年で約1.2倍とする。 なお、別紙03_拠点一覧に記載した回線帯域は現状のトラフィックを1.2倍したものとして定義している。
12	性能・拡張性	業務処理量	保管期間	ネットワーク機器のログは１ヶ月間保管すること。
13	性能・拡張性	業務処理量	対象範囲	利用するネットワーク機器全般のログをSyslogサーバーに転送しログ監視を実施すること。
14	性能・拡張性	性能品質保証	帯域保証機能の有無	【拠点間通信】 通信機器Customer Premises Equipment：顧客構内設備　（以下CPE）及び閉域回線では帯域保障機能を有すること。 プロトコル単位で設定等の程度は設計時に決定する。 【公開用インターネット】 定義しない。
15	性能・拡張性	性能品質保証	性能テストの測定頻度	【拠点間通信】 閉域回線、ネットワーク機器：運用中、定常的に測定すること。 【公開用インターネット】 ネットワーク機器：運用中、定常的に測定すること。
16	性能・拡張性	性能品質保証	性能テストの確認範囲	【拠点間通信】 ※別紙04_SLA一覧に示される"目標値"により確認 [閉域回線] 一部の機能について、目標値を満たしていることを確認すること。 [ネットワーク機器] 一部の機能について、目標値を満たしていることを確認すること。 【公開用インターネット】 ※別紙04_SLA一覧に示される"目標値"により確認 [ネットワーク機器] 一部の機能について、目標値を満たしていることを確認すること。 ※事情により、達成が難しい目標値がある場合は、技術提案書に記載すること。
17	運用・保守性	通常運用	データ復旧範囲	ネットワーク機器故障により機器を交換する際には最終更新時のConfigにて復旧を行うこと。
18	運用・保守性	通常運用	バックアップ取得間隔	システム構成の変更時など、任意のタイミングで行うこと。
19	運用・保守性	通常運用	バックアップ保存期間	システムバックアップ、設定ファイル等は1世代管理とすること。
20	運用・保守性	通常運用	運用監視情報	機器の死活監視、性能監視、状態監視（SNMPやSyslog等を利用）を実施すること。
21	運用・保守性	通常運用	運用監視間隔	導入する情報通信機器に対して、24時間365日の監視を実施すること。監視間隔は5分毎とする。
22	運用・保守性	通常運用	時刻同期設定の範囲	ネットワーク機器も含めシステム全体で時刻同期を行うこと。
23	運用・保守性	保守運用	計画停止の有無	事前の合意があれば、停止は可能とする。 ※緊急作業の場合はその限りではない。その場合は、可能な限り早期に機構へ報告すること。
24	運用・保守性	保守運用	計画停止の事前アナウンス	脆弱性対応へのパッチ適用等の緊急を要するもの以外は1ヶ月前に通知すること。 ※緊急作業の場合はその限りではない。その場合は、可能な限り早期に機構へ報告すること。
25	運用・保守性	保守運用	パッチリリース情報の提供	ベンダが定期的にパッチリリース情報を提供すること。
26	運用・保守性	保守運用	パッチ適用方針	推奨されるパッチのみを適用すること。

No	大項目	中項目	小項目	非機能要件
27	運用・保守性	保守運用	パッチ適用タイミング	任意のタイミングでパッチ適用を行うこと。
28	運用・保守性	保守運用	パッチ検証の実施有無	受注者が必要に応じて実施すること。
29	運用・保守性	障害時運用	システム異常検知時の対応可能時間	平日現地時間9:30～18:30で対応を行うこと。 ※在外拠点については、現地キャリアの営業時間でも可能とするが、原則、上記時間帯を遵守すること。
30	運用・保守性	障害時運用	保守部品確保レベル	保守契約に基づき、部品を提供するベンダがライフサイクル期間の保守部品を確保すること。
31	運用・保守性	運用環境	マニュアル準備レベル	システムの通常運用、及び保守運用のマニュアルを提供すること。
32	運用・保守性	運用環境	リモート監視地点	システムを構成する全ての機器類を監視センターからリモートで集中監視・操作を行うこと。
33	運用・保守性	運用環境	リモート操作の範囲	管理されたリモート作業環境からオンサイトと同等の範囲での操作可能とする。
34	運用・保守性	運用環境	外部監視システムの有無	新規監視システムに接続する。
35	運用・保守性	サポート体制	保守契約(ハードウェア)の範囲	JICAは機器の保守契約等は締結せず、受注者はマルチベンダのサポート契約を行うこと。
36	運用・保守性	サポート体制	保守契約(ソフトウェア)の範囲	JICAは機器の保守契約等は締結せず、受注者はマルチベンダのサポート契約を行うこと。
37	運用・保守性	サポート体制	ライフサイクル期間	設計・構築が1年、運用保守が5年の計6年間とする。
38	運用・保守性	サポート体制	メンテナンス作業役割分担	メンテナンス作業は全てベンダが実施すること。 ※但し、現地での対応が必要な場合、機構と協議の上、機構現地担当者が支援することも可とする。
39	運用・保守性	サポート体制	ベンダ側対応時間帯	総合受付、監視業務は24時間365日とする。
40	運用・保守性	サポート体制	ベンダ側対応者の要求スキルレベル	システムの運用や保守作業手順に習熟し、ハードウェアやソフトウェアのメンテナンス作業を実施できるレベルとする。
41	運用・保守性	サポート体制	テスト稼働時の導入サポート期間	総合テスト、業務（受入れ）テスト時においては、十分な支援体制を確立し、当期間中は設計・構築グループの担当者、または担当者が管理する現地パートナー企業の作業員が現地にて待機し、トラブル発生時にも迅速なサポートを行うこと。
42	運用・保守性	サポート体制	本稼働時の導入サポート期間	稼動直後の1ヶ月程度は、障害時のエスカレーション先として設計・構築チームの体制を残す等の対応をとること。
43	運用・保守性	サポート体制	オペレーション訓練実施の役割分担	ネットワーク機器や管理サーバ等、JICAユーザの直接操作が必要な事項ついては、担当者にレクチャーを実施すること。
44	運用・保守性	サポート体制	オペレーション訓練範囲	通常運用、保守運用に加えて、障害発生時の復旧作業に関する訓練を実施すること。
45	運用・保守性	サポート体制	オペレーション訓練実施頻度	立ち上げ時のみ実施すること。
46	運用・保守性	サポート体制	定期報告会の実施頻度	月次で通信状況や運用状況についてJICAへ報告を行うこと。
47	運用・保守性	サポート体制	定期報告会の報告内容のレベル	障害および運用状況報告に加えて、改善提案を行うこと。
48	運用・保守性	その他の運用管理方針	内部統制対応の実施有無	既存の社内規定に従って、内部統制対応を実施すること。
49	運用・保守性	その他の運用管理方針	サービスデスクの設置有無	JICAとの連絡・報告・相談窓口はワンストップとすること。
50	運用・保守性	その他の運用管理方針	インシデント管理の実施有無	インシデント管理を実施すること。
51	運用・保守性	その他の運用管理方針	問題管理の実施有無	問題管理を実施すること。

No	大項目	中項目	小項目	非機能要件
52	運用・保守性	その他の運用管理方針	構成管理の実施有無	構成管理を実施すること。
53	運用・保守性	その他の運用管理方針	変更管理の実施有無	変更管理を実施すること。
54	運用・保守性	その他の運用管理方針	リリース管理の実施有無	機器のファームウェア、パッチ等のリリース管理を実施すること。
55	セキュリティ	セキュリティリスク管理	セキュリティリスク見直し頻度	セキュリティに関するイベントの発生時に実施すること。（随時）
56	セキュリティ	セキュリティリスク管理	セキュリティリスクの見直し範囲	システム全体（拠点間通信サービス及び公開用インターネットサービス）とする。
57	セキュリティ	セキュリティリスク管理	運用開始後のリスク対応範囲	洗い出した脅威全体に対応すること。
58	セキュリティ	アクセス・利用制限	物理的な対策による利用制限	施錠可能なラック等に設置し、利用を制限する。
59	セキュリティ	データの秘匿	伝送データの暗号化の有無	【拠点間通信】 インターネットを経由する通信については暗号化を実施すること。 【公開用インターネット】 定義しない。
60	セキュリティ	セキュリティインシデント対応/復旧	セキュリティインシデントの対応体制	セキュリティインシデント対応体制および対策手順を構築すること。
61	システム環境・エコロジー	システム特性	ユーザ数	約6,600ユーザ。 なお、DHCPサーバ機能については国内拠点に設置されるネットワーク機器にて実装されるため、国内の各拠点毎のユーザ数を対象とする。

No	大項目	中項目	小項目	非機能要件
62	システム環境・エコロジー	システム特性	拠点数	別紙03_拠点一覧にて定義する。
63	システム環境・エコロジー	システム特性	対応言語数	管理サーバ等のJICAユーザが利用するシステムのUIが日本語または英語に対応していること。 ただし、英語のみである場合には日本語マニュアル等を作成すること。 問合せ窓口は日本語と英語の 2 言語への対応をする。
64	システム環境・エコロジー	機材設置環境条件	設置スペース制限	既設のネットワークラックに設置すること。 また、並行稼働時のスペースについては受注者が構築前に調査、調整を実施する。
65	システム環境・エコロジー	機材設置環境条件	供給電力適合性	事前に導入機器に必要な電源容量を調査、設計し、データセンターや拠点事務所の設備担当者へ確認・調整すること。 情報通信機器に対応する電圧及び周波数の提供が行われていない場合は、変圧器などの機器を準備、設置し、利用できるようにすること。
66	システム環境・エコロジー	機材設置環境条件	電源容量の制約	同上
67	システム環境・エコロジー	機材設置環境条件	想定設置場所の電圧変動	同上
68	システム環境・エコロジー	機材設置環境条件	想定設置場所の周波数変動	同上

独立行政法人 国際協力機構
次期情報通信網

要件定義書
別紙03：拠点一覧

データセンタ・クラウド・国内拠点一覧

No	拠点名	ユーザ数	拠点区分	通信回線仕様									備考
				インターネット回線（主回線）			インターネット回線（副回線）			閉域回線			
				通信帯域		アクセスタイプ	通信帯域		アクセスタイプ	通信帯域		アクセスタイプ	
1	機構DC	–	データセンタ	724	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	724	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	12	Mbps	帯域確保	
2	機構DC（DMZ）	–	データセンタ	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		現行帯域踏襲
3	本部（市ヶ谷）（公開用インターネット）	–	データセンタ	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
4	有償資金協力システムDC	–	データセンタ	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	12	Mbps		現行帯域踏襲
5	有償資金協力システム災害用DC	–	データセンタ	10	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	10	Mbps	帯域確保	現行帯域踏襲
6	新海外投融資システムDC	–	データセンタ	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	12	Mbps		
7	新海外投融資システム災害用DC	–	データセンタ	10	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	10	Mbps		
8	機構クラウドDC	–	クラウドデータセンタ	724	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	724	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	12	Mbps	帯域確保	
9	機構クラウドバックアップDC	–	クラウドデータセンタ	10	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	10	Mbps	帯域確保	現行バックアップDCの帯域踏襲
10	本部（二番町）	2325	国内拠点	1,860	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	1,860	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
11	本部（竹橋）	102	国内拠点	82	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	82	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
12	本部（市ヶ谷）	368	国内拠点	294	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	294	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
13	本部（市ヶ谷）（DMZ）	–	国内拠点	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		現行帯域踏襲
14	駒ヶ根訓練所	37	国内拠点	30	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	30	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
15	二本松訓練所	33	国内拠点	26	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	26	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
16	東北支部	34	国内拠点	27	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	27	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
17	北陸支部	22	国内拠点	18	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	18	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
18	四国支部	24	国内拠点	19	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	19	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
19	北海道国際センター（札幌）	40	国内拠点	32	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	32	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
20	東京国際センター	155	国内拠点	124	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	124	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
21	筑波国際センター	61	国内拠点	49	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	49	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
22	横浜国際センター	61	国内拠点	49	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	49	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
23	中部国際センター	68	国内拠点	54	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	54	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
24	関西国際センター	102	国内拠点	82	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	82	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
25	九州国際センター	74	国内拠点	59	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	59	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
26	沖縄国際センター	40	国内拠点	32	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	32	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
27	北海道国際センター（帯広）	29	国内拠点	23	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	23	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
28	中国国際センター	48	国内拠点	38	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）	38	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		
29	図書館システム	–	クラウドデータセンタ	100	Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps	帯域確保/専有（ベストエフォート）		Mbps		

在外拠点･在外拠点（危険国等）一覧

※在外拠点インターネット回線について下記に記載した通信帯域は2023/7時点での参考値である。
※在外拠点インターネット回線帯域についてはユーザ数×4Mbpsを目安に別途調達中であり、更改までに全拠点冗長構成となる予定である。

No	拠点名	ユーザ数	拠点区分	通信回線仕様								備考
				インターネット回線（主回線）			インターネット回線（副回線）			閉域回線		
				通信帯域		アクセスタイプ	通信帯域		アクセスタイプ	通信帯域		アクセスタイプ
1	インドネシア事務所	89	在外拠点	40	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
2	ベトナム事務所	83	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
3	ウズベキスタン事務所	20	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
4	カンボジア事務所	59	在外拠点	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
5	スリランカ事務所	36	在外拠点	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
6	タイ事務所	39	在外拠点	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
7	中華人民共和国事務所	12	在外事務所（危険国等）	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート	2	Mbps	帯域確保（閉域回線） 若しくは衛星回線
8	ネパール事務所	32	在外拠点	50	Mbps	ベストエフォート	10	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
9	パキスタン事務所	35	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	40	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
10	バングラディシュ事務所	45	在外拠点	245	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
11	フィリピン事務所	75	在外拠点	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
12	マレーシア事務所	23	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
13	ミャンマー事務所	66	在外事務所（危険国等）	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
14	モンゴル事務所	35	在外拠点	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
15	ラオス事務所	44	在外拠点	60	Mbps	ベストエフォート	20	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
16	アルゼンチン支所	13	在外拠点	50	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
17	パラグアイ事務所	20	在外拠点	40	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
18	ブラジル事務所	42	在外拠点	UP 120/DOWN -	Mbps	ベストエフォート	UP 30/DOWN -	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
19	ブラジリア出張所	19	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
20	ボリビア事務所	26	在外拠点	UP 95/ DOWN 135	Mbps	ベストエフォート	40	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
21	メキシコ事務所	16	在外拠点	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
22	フィジー事務所	23	在外事務所（危険国等）	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
24	エジプト事務所	43	在外事務所（危険国等）	90	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
25	エチオピア事務所	36	在外拠点	UP 90/DOWN 40	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
26	ガーナ事務所	37	在外事務所（危険国等）	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
27	ケニア事務所	56	在外拠点	250	Mbps	ベストエフォート	20	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
28	ザンビア事務所	25	在外拠点	150	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
29	セネガル事務所	51	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
30	タンザニア事務所	46	在外拠点	170	Mbps	ベストエフォート	40	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
31	マラウイ事務所	29	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
32	南アフリカ共和国事務所	24	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	
33	アメリカ合衆国事務所	9	在外拠点	UP 300/DOWN 30	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps	

34	ドミニカ共和国事務所	20	在外拠点	UP 100/DOWN 10	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
35	ブータン事務所	18	在外拠点	30	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
36	ペルー事務所	31	在外拠点	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
37	ホンジュラス事務所	24	在外拠点	120	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
38	フランス事務所	9	在外事務所（危険国等）	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		kbps			
39	グアテマラ事務所	21	在外拠点	95	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
40	シリア事務所	9	在外事務所（危険国等）	8	Mbps	ベストエフォート	4	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
41	チュニジア事務所	20	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
42	トルコ事務所	14	在外拠点	200	Mbps	ベストエフォート	UP 100/DOWN 50	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
43	パレスチナ事務所	19	在外拠点	30	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
44	ヨルダン事務所	25	在外拠点	500	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
45	モロッコ事務所	24	在外拠点	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
46	インド事務所	60	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
47	コンゴ民主共和国事務所	17	在外事務所（危険国等）	4	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
49	パプアニューギニア事務所	19	在外事務所（危険国等）	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
50	ニカラグア事務所	22	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
51	ナイジェリア事務所	17	在外拠点	UP 50/DOWN 300	Mbps	ベストエフォート	UP 3/DOWN 10	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
52	マダガスカル事務所	24	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	80	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
53	モザンビーク事務所	29	在外拠点	120	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
54	イラク事務所	14	在外事務所（危険国等）	65	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート	512	kbps	帯域確保（閉域回線） 若しくは衛星回線		
55	エルサルバドル事務所	21	在外拠点	UP 100/DOWN 50	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
56	イラン事務所	14	在外事務所（危険国等）	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
57	キルギス事務所	29	在外拠点	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
58	ウガンダ事務所	37	在外事務所（危険国等）	200	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
59	ブルキナファソ事務所	13	在外拠点	UP 100/DOWN 50	Mbps	ベストエフォート	30	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
60	東ティモール事務所	22	在外事務所（危険国等）	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
61	バルカン事務所	14	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	100	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
62	ルワンダ事務所	35	在外拠点	80	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
63	コートジボワール事務所	24	在外拠点	50	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
64	南スーダン事務所	20	在外事務所（危険国等）	7	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
65	カメルーン事務所	15	在外拠点	2	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
66	モルディブ支所	7	在外拠点	UP 20/DOWN 30	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
67	タジキスタン事務所	16	在外拠点	71	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
68	トンガ支所	10	在外拠点	UP 30/DOWN 37	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
69	バヌアツ支所	10	在外拠点	25	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
70	サモア支所	13	在外拠点	50	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
71	ソロモン支所	12	在外拠点	20	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			

72	マーシャル支所	4	在外拠点	UP 140/DOWN 50	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
73	ミクロネシア支所	8	在外拠点	3	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
74	パラオ事務所	8	在外拠点	52	Mbps	ベストエフォート	20	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
75	ジャマイカ支所	9	在外拠点	50	Mbps	ベストエフォート	UP 100/DOWN 50	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
76	セントルシア事務所	9	在外拠点	UP 125/DOWN 250	Mbps	ベストエフォート	UP 10/DOWN 30	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
77	ベリーズ支所	5	在外拠点	60	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
78	コスタリカ支所	8	在外拠点	150	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
79	パナマ事務所	14	在外拠点	UP 15/DOWN 400	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
80	チリ支所	9	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
81	ウルグアイ支所	3	在外拠点	UP 50/DOWN 333	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
82	コロンビア支所	16	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
83	エクアドル事務所	16	在外拠点	10	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
85	ジブチ事務所	10	在外拠点	6	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
86	ボツワナ支所	9	在外拠点	40	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
87	ナミビア支所	8	在外拠点	UP 19/DOWN 16	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
88	ジンバブエ支所	9	在外拠点	20	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
89	ベナン支所	14	在外拠点	30	Mbps	ベストエフォート	3	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
90	ニジェール支所	8	在外拠点	20	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
91	ガボン支所	8	在外拠点	UP 34.8 /DOWN 23.5	Mbps	ベストエフォート	UP 19/DOWN 18	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
92	エルビル出張所	1	在外拠点	UP 866 /DOWN 650	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
93	バレスチナ事務所	19	在外拠点		Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
94	ジョージア支所	4	在外拠点	100	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
97	アンゴラ事務所	11	在外拠点	50	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
98	シエラレオネ支所	6	在外拠点	UP 15 /DOWN 20	Mbps	ベストエフォート	UP 2 /DOWN 4	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
99	ホーチミン出張所	6	在外拠点	6~35	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
100	キューバ事務所	8	在外拠点	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			
101	ウクライナ事務所	8	在外拠点	-	Mbps	ベストエフォート	-	Mbps	ベストエフォート		Mbps			

独立行政法人 国際協力機構
次期情報通信網

要件定義書
別紙04：SLA要件

別紙04 SLA要件

No	項目	評価項目の内容／算定方法	目標値	対象				
				拠点間通信			公開用インターネット	
				閉域回線	インターネット回線	ネットワーク機器	インターネット回線	ネットワーク機器
1	障害回復時間	故障が発生した時刻から起算して故障回復までの時間	4時間以内（1インシデントあたり）	○	定義しない	○	定義しない	○
2	故障通知時間	キャリアが故障を確認した時刻から起算して障通知するまでの時間	30 分以内（1 インシデントあたり）	○	定義しない	○	定義しない	○
3	伝送遅延時間	拠点間のパケット往復伝送時間の月間平均値	400ms 以内（ケーブル）900ms 以内（衛星）	○	定義しない	定義しない	定義しない	定義しない
4	稼働率	1-障害発生トータル時間（月）／総稼働時間（月）×100	拠点全体の1 ヶ月平均99.00%以上	○	定義しない	定義しない	定義しない	定義しない
5	ゆらぎ（ジッタ）	ジッタ値が定められた値	拠点毎の月平均ジッタ値40ms 以下	○	定義しない	定義しない	定義しない	定義しない
6	パケットロス率	IP-VPNバックボーン網内におけるパケットの損失率	拠点全体の月平均0.3%以内(IP-VPN)	○	定義しない	定義しない	定義しない	定義しない